

## 最低賃金

美濃口時次郎

一

最低賃金について充分に理解するためにはそれが如何なる思想にもとづいているか、その高さが具体的に如何なる原則にもとづいて決定されるか、それが如何なる方法によつて決定されるかが解明されなくてはならない。

まず最低賃金基礎を成立していた思想について言えばそれは生活賃金権の思想である。この思想の根拠をもつともよく解明しているのはリアンの一九〇六年刊の『生活賃金』と題した著書である。かれはこの著書の中で生活賃金権の思想の基礎を成しているといわゆる『生存権』と『見苦しくない生活をする権利』との根拠について次ぎのように論じている。

「自然権の根元は人格の尊厳でその範囲は人間の不可欠の必要によつて決定される。人間の自然権はかれの人格の至当な維持発展のために必要な自由と機会と所有物と同様に多数で広汎である。それらのものはすべて行動の至当な程度の対外自由で還元することができる。それらのものの中のいくつものたとえば生活権と結婚権とは状態が

どうであつてもすべての者に内在している原始の第一位のものである。他の権利は特定の人間の特定の事情によつて生み出され決定される派生の第二位のものである。生活賃金権は後者の部類に属している。それが原始の普通の権利ではないというのは賃金の取得は必ずしも常に存在しているとは限っていないで人間の厚生に不可欠ではない賃金制度として知られている形態の産業組織を条件として必要としているからである。今日でさえ数百万人の人間が賃金による以外の他の方法でかれの生活の資を得ているために如何なる種類または額の賃金も請求する法律上の権利を持つていない。生活賃金権は明かに現存の社会産業制度によつて評価決定される派生の権利である。

生活賃金権がそれから推論される第一位の自然権は土地の賜物で生存する権利である。土地が人間のすべての子供の共有の相続財産であるという真理はすべての人が多少とも明確に支持している。ヘンリー・メインは『土地は元來親類社会の共有である』と告げている。リップスリーも早い所有物の形態であつた野生の草と果実と果物と根とについて『個人がこれらのものをかれ自身の絶対の所有物としてではなくて社会の共有財産の一部分と見ていた』と言っている。原始土地共有説には如何なる反対意見があるにしても吾々の知っている事實は如何なる社会もその成員の中で餓死に対する最後の手段としてかれの隣人の財貨を奪取つた者を盗賊と見たことがほとんどなかつたことを指示しているように見える。このことはとくにキリスト教の道德の教えを採用してきた諸国民について真実である。キリスト教時代の初めの数世紀には貧窮者を扶養する仕事司教と世俗の牧師と修道院その他の宗教施設とによつて正當な公正の義務として受諾承認されていた。近世にはそれが救貧法として知られている法律によつてもっとも頻繁に果たされている。これらの慣行と制度との基礎になつていたのはあらゆる人間がただ慈善請求権だけではなくてまたか

れの生命を維持するために必要なだけの社会の富を得る明確な権利を持つているというキリスト教の信念であった。教会の初期の教父の教義はかかるものであった。また今日にいたるまで社会の権威のある教師の教義もすべてかかるものであった。東のバールと西のアムブローズとの教えがすべての教父の考えを代表していると見てよい。前者が富者にかれの所有している余分のパンも靴も衣料もかれの餓えている裸体の隣人に属していると告げているのに対して、後者は貧者に与える富者は施物を与えていのではない極度に困窮している者がかれの必要なものをかれの隣人の財貨から補給するのは正当でこれは適切に言えば盗みではないと思われると主張した。さらにかれは所有物は私有すべきであるがしかしその有り余っているものですべての人間を養うことができるようにするためにそれを共同に使用するのが至当であると言っている。この説述は疑いもなくアリストテレスが『所有物は私有するがしかも共同に使用するのがもっとも良い』と言っていることの模倣でも発展でもある。

すべての人の道徳の信念によって承認されているように見えていてキリスト教の教えではっきり主張されている個人の生活資料請求権は明かに理性の命令に一致している。すべての人間の生得の価値は等しいのですべての者の生命維持の生得の重要性は等しい。かれの仲間に対して相対的にあらゆる人がかれ自身目的である。『私の生命はあなたよりも優つていてあなたよりもより神聖であるのであなたの能力も生活も私の幸福の単なる手段として取扱うべきである』とはだれかれの隣人に言うことはできない。土地の物的資源を得るかれの権利がかれの仲間のそれよりも優つているとかが主張することの正当であることを証明するものが神の計画またはかれ自身の性質もしくは土地の

性質にあるとはたれも正当には言うことができない。そこで一面にすべての者の尊厳が等しいのでかれらの生命の重要性が等しいという事実がある。他面で土地の共有の賜物についてはすべての人間の平等であることが見られる。そこで当然に一人の人間の物的生活資料を得る権利は他の一人の人間のそれと同様に重要で充分に根拠があるということになる。かれ自身は極端には困窮していない者はかれらの死にかかっている仲間の者が生命の保存に不可欠の財貨を得ることを正当に妨げることはできない。

この教説によると私有権と占有、相続、労働、契約による獲得のようなそれを得る承認されている権利とはどうなるか。正直な労働者が骨を折って得た賃金で買ったパンのいくらかを餓えている者が取得することを望んでいると想定する。前者は困窮している者に『私はあなたが人間であるという事実によってあなたが所有獲得して一般に土地の果実で生活する権利を生来持っていることは承認する。しかし私の買ったことがあなたの一般の明確でない権利が優り得ない特定の明確な権利、この特定のパンに対する特定の請求権を私に与えてしまった』と述べることで答えてよい。この主張に対する答は簡単である。私有権はすべて人間が特定の私有物を正当に請求することのできる理由または原因にすぎない。それは何故に当該の財貨が他のたれよりもむしろ現在の請求権者に属するかを説明する。しかしそれは制度としての私有に充分に根拠のあることは立証しない。土地資源の私有が正当で至当であるのはそれ自身のためにではなくて——それは背理である——それによって共有制度の下で行なわれると思われるよりもより満足に人間がかれらの欲求を充たすことができることになるためである。共有と私有との両者の第一次の権利を構成するのは人間の欲求である。私有が道徳的に正当であるのは人間がかれの人格の発展のために自然の賜物を使用するかれの権

利をもつともよく実現し得るようにする方法である。そこでそれは手段にすぎないのでその範囲はその正当であることを証明する唯一の根拠であるその推進する目的によって決定制限される。いわゆる個人の私権がすべての者の共通の権利と調和するように解釈されなくてはならない。私有者がすべての者の共通の権利を侵害する場合にはかれはかれの私権の権威に訴えることによってはかれの行為の正当であることを立証することはできない。というのはこれは使用権の手段にすぎないのでかれの隣人の同様の権利が始まる場合には中止するからである。そこで私権によってかれのものになつてゐる余分のパンを得た人間の権利がかれがそれを飢えてゐる仲間の者に与えないで置く場合にかれを不正の罪から赦免しない。このように行爲する場合にはかれはかれ自身の詰まらない欲求すなわちそのパンを引続き所有する願望をかれの隣人の生命よりも価値のより、大きいものとして取扱つてゐる。かれはその人の生命がかれ自身のそれと同様に神聖で価値のある者の不可欠の欲求の負担で重要でない欲求を充たすために自然の共通の贈物を使用してゐる。財貨をこのように使用することが至当でないのと同様にそれを達成する方法も至当ではない、すなわち私権の不当な拡張、不当な解釈である。

生存権すなわちただ生活するだけの権利についてはこれだけである。見苦しくない生活は人間の尊厳に匹敵する必需品と慰楽品との量を意味してゐる。それは必ずしも或る社会階級または産業階級の内で行なわれてゐる慣行の生活標準と関係があるとは限つてゐないで、むしろ所与の年令または性の平均の者が人間が生活するべきであるように生活するために享受しなくてはならない最低の状態を意味してゐる。それは短く言えば人間の尊厳に至当な相応の適当な生活財の最少量を意味してゐる。人間が相応の生活をすべきであるとすればただ餓死と風雨に曝されること

とよって死亡する惧れないようにするだけではなくてまた至当な程度に安樂に生活するための資力を持たなくてはならない。かれは動物としてではなくて人間として生活するべきである。かれは食料と衣料と住居とを持たなくてはならない。かれは至当な限界内でかれの身体、知性、道徳、精神の能力のすべてを發展させる機会を持たなくてはならない。この権利の純理論上の根柢は生存権のそれと同じである。それは人間の尊嚴と不可欠の欲求とである。今見苦しくない生活として言い現わした資力と機会とは正当で至当な生活の最低の条件である。というのはそれらのものがなくては人間はかれの能力を行使することも人間たるに値いする生活をするためにかれの個性を發展させることもできないからである。かれがこの最低よりも下で生活せざるを得ない場合にはかれは人間よりもいくらかより劣っているものとして取扱われている。人間が見苦しくない生活をする権利を持っていることは如何にして証明することができるかと問われるならば嚴密な意味では証明することができないと答えざるを得ない。それが自明でないことと人間の自然権も自明ではないので人間の尊嚴は妄想である。これらの権利の中のどれでも弁護する者の行ない得ることはミルが『受諾する考えを起こさせる考慮すべきこと』とよんでいるものを提供することだけである。生きる權利を証明するために与えることのできる理由はただ人間がかれ自身の厚生のための単なる手段として他の一人の人間の生活を使用する場合に人格の神聖が汚されるといふことだけである。同様に或る人または人たちが贅沢品を享受するためにかれの至当な生活をする機会を奪われる場合に人間の尊嚴が毀損される。見苦しくない生活は生存すなわち生命と手足との保証とまさに同様に絶対に人間の不可決の欲求とまさに同様に明白にかれの内在の尊嚴によって要求されている。これらの権利のすべてのものの肝要な究局の理由として考えられるものは人間の内在の価値である。こ

れが無視されてあらゆる者がかれ自身目的であるという原則が見苦しくない生活の請求権の場合に拒否されると、その場合には生命それ自体が危くなっている場合にそれが無視されることがあり得る。というのはこれらの権利の間の差もこれらの権利の差に対応している欲求の差も程度のそれであって種類の差ではないからである。ところが至当な生活と個性の至当な発展との内在の重要性はすべての人間において等しいので土地の果実、共有の世襲財産はこの目的が実現されることになるように配分されなくてはならない。そこでだれでも至当な条件でこの最少の物財を得る権利を得ることを妨げられる場合にはかれの尊厳と権利とが侵害されて或る他の人または人たちもしくはは或る社会制度が不正の行為を犯したことになる。

人間が見苦しくない生活をするだけに対して等しい権利を持っていると主張することで満足するのは何故か、土地はすべての者のために生み出されたが人間は人格の尊厳において等しいのでかれらは等しい量の土地生産物を得る自然権を持っているのではないか、と問われるかも知れない。これらの質問に対する第一の答は皮相的に見ると等しく配分することを要求することを見える公平についての考察に訴えることである。人間は人格の尊厳においては等しいがかれらの能力と欲求とにおいては等しくない。かれらは一般には等しいが個人としては等しくない。一人の人にとっては見苦しくない生活または或る他の所与の生活標準を構成することになると思われる量も他の人たちの場合にはこの水準よりも或いはより、多いこと或いはより、少いことを意味することになると思われる。そこでたとえ配分の公平の理想がすべての人がまさに等しい程度の生活と発展とのために必要なものを得ることになると思われる社会状態であるとしても、この目的のために必要な量は個人の体質と特性とが異っているのに応じて異

っている。たれでも正当に要求することができると思われるのはかれがこの程度の生活をするのできるようになる量だけである。そこでその内容については権利の平等は算術的ではなくて比例的である。

絶対的に平等に配分する方法に対するもう一つの異論が生産性の原則から生ずる。人間はかれの生産するものすべてを得る権利を持っているとほとんどあまねく確信されている。極端には困窮していないで他の一人の者の労働の成果を奪い取る者は盗賊と見られている。ところがこの判断はまったく正しいように見える。生産者が何かの正当な所有権によってかれのものになっている材料を使用して独力で生産物を産出している場合についてはそれはたしかに真実である。この生産物にはかれの人格がしかもかれの人格だけが刻印されているので、極端に困窮しているという根拠以外の如何なる根拠にもとづいても他のだれでもその一部分を請求することが困難である。生産に等しくない寄与をしている多数の結合した労働者の共同の生産物についてはより、少い程度これと同一の原則が有効であるように見えることになると思われる。もっとも多く生産した者が生産物のもっとも大きい分前を得る権利を持っているように見えると思われる。かれらがかれらの生産性に完全に比例して給与されることになることは——他の労働者の至当な欲求と努力または犠牲とが優位の権利を構成しているので——必要でもなければまた適当でさえない。しかしかれらは能率のより、低い寄与者よりもいくらかより、多く受取るべきである。ホブソンは便宜の問題として社会はそれの成員に『それを生産する努力を呼び起こすのに必要な生産物の分前のすべて』を得る権利を認めざるを得ないと言っている。社会が異常な勤労を得るために異常な報酬を支払うことが都合の良いことであることは真実である。しかしより、弱い国民がより、強い国民に眞物を支払わざるを得ないようにしている状態が後者のかかる支払を受取って留保する

權利を生み出すよりも、多くは、社会がこのように労働せざるを得ないことがおのずからかかる勤勞を行う者に異常な報酬を得る權利を与えることにはならない。社会の便宜はしばしば本来悪いことを黙認せざるを得ないようにすること以上の何ものでもない。けれども社会の態度とは無關係に優れた生産力は或る種の優れた報酬を得る權利を生ずるので算術的平等の請求權の正しくないことを立証するように見える。

しかし人間の欲求が第一位のもつとも緊要な所有權を成しているのですべての人間に見苦しくない生活が与えられる点までは配分の唯一の標準と考えられるべきであると、充たされることを要求しているすべての欲求と配分されるべきすべての財貨とに何故に同一の原則が適用されないのか。人間の価値は等しいのでかれらがかれらの欲求の全部を等しい程度充たすことができるようにしなくてはならないことは公正の理想は要求しないか。人間の性質も嗜好も同じであるかれの隣人が安い煙草と陶製のパイプとで満足せざるを得ないのに一人の者が葉巻煙草を喫うのは公正であるか。これらの質問に対する一つの答は前述の生産性の原則の要求にある。富または他の形態の社会的効用をかれの仲間の生産者よりもより多く生産する者はかれの欲求の大きさまたは強度に無關係により、大きい報酬を得る或る種の權利を獲得している。さらに生産者の中の或る者は他の者よりもより多くの努力とより、大きい犠牲とを行なっている。また世界の生産資源の大きい部分が占有、相続、契約のような合法の私有權によってすでに保有されている。社会の有用物の生産において受ける優れた犠牲が優れた報酬を請求する權利を生み出している。承認されている私有權は至当な限度を超えない場合にはそれが激しい普通の人間の欲求に一致しているので有効である。それがその保有者にこのように所有されている生産財の成果を得る或る權利を与えている。最後に、不可欠でない財貨をよく

使用し得る者が社会の有用な仕事をするのでできない者よりも、多くそれを得るべきであるので、見苦しくない生活をすべての者が得てしまった後に残っている欲求は社会の厚生と具体的公正のこととして不平等に充たされるべきである。生産性、犠牲、既存の私有財産、公共の役務に対する能力についてのこれらの考慮すべき事実はすべて欲求の原則の諸要求を制限するので完全に公正な配分体制を明確に述べる場合に考慮しなくてはならない。

けれども当然に私有の生産資産を持っていないで生産におけるその能率も犠牲も普通にすぎない者は見苦しくない生活の資料を構成している最少のものよりも、多くを得る権利を持つことにならないということにはならない。このことが真実であるとすると公正賃金と生活賃金とが大多数の者にとって同じことを意味することになって少数の者だけしか至当な生存に不可欠のものだけを越えて進む資力を持つことにならないことになると思われる。しかし幸いにも十分に正確に公正な財貨配分の必要条件を述べることは本書の目的ではない。本書に関係があるのはただ権利の要求を充たす最低だけである。そこで当面主張していることはただ人間がすくなくとも見苦しくない生活をする権利を持っていただくだけである。これが『至当な条件で』適当な財貨を得る権利である。この成句はこの権利の諸制限を示唆している。それは生存権のような緊切な性質のものではないのでそれを実現するために使用し得る他の方法がない場合にさえ私有物を奪い取ることの正当であることを証明しない。その上にそれは現在の生産配分状態によって制限されている。生活財は通例人間の使用に正確に適している形態では自然によって供給されていない。生活財の原料は過多に存在している。しかし完成消費財は労働によって供給されなくてはならない。それはただ手を伸ばすことだけによっては得ることができない。『汝の顔の汗で汝は汝のパンを食わなくてはならない』は或る形態ですべ

ての者を拘束している偉大な生活方法である。かれらの見苦しくない生活の請求権を行使すると思われる者がすべて至当な努力の限界にいたるまではこれに従わなくてはならない。すべての者がこの権利を実現し得るようにしなくてはならないのと同様にすべての者がその依存している諸条件を充たさなくてはならない。他面ですべての者にこの権利が実際に存在する条件として配分される財貨の総量がすべての者に対して見苦しくない生活の資を与えるのに足りるだけ大きいことが必要である。これらの条件のどちらも実現される場合にかれがその一部を構成している社会に対してこの個人の権利が一般に有効であることになる。というのはオーストリアのリーヒストスタインの言葉を引用すると、『労働はただ私的秩序のものであるだけではなくて政治団体の各成員に社会によって委任されている一種の職能である。かれの耕地を耕作する農夫、製造場で働く職工は社会に関する限りはまさにかれの事務所における官吏または戦場における軍人と同様に公吏である。あらゆる他の職能と同様に産業労働はそれを与える社会とそれを行なう労働者との間に一系列の相互義務を生み出す』からである。この権利はとくに社会が配分の職能と実際の間関係とすべての者の諸自然権の調和と正当な解釈とを委せた者または産業団体もしくは社会団体に対して義務が存在しなくてはならないという命令を守る道徳上の義務を負わせている」。

かれはかかる見解にもとづいて『個人の生活賃金権』について次のように説いている。

「労働者の見苦しくない生活をする権利は現在の社会の経済政治組織の中では生活賃金権である。『労働者』の用語はまったくかれがかれの労働と交換に支払われる報酬だけに頼っている平均の身体能力の成年男子を言い現わすと解される。また『個人の生活賃金』はかれの家族と関係なしに労働者自身を見苦しくなく養うのに足りる報酬額を意

味している。

生活賃金の原則を弁護する人たちはすべてが同一の推論方法によってかれらの共通の結論に到達しているのではない。かれらの中の或る者は労働者を最高の労働能率の状態に維持して置くことから得られる社会の利益、他の者はかれの労働で費すエネルギーを償うのに足りるだけを労働者に与えることが明かに公正であること、また他の者は労働に對する代価を構成するものについての『共同の評価』さらに他の者は労働者の人格の尊嚴または見苦しくくい人間生活に必要なものを所有するかれの権利をその論拠としている。

社会的根拠にもとづいて最低賃金の原則を弁護している者の中で卓越しているのはウェップ夫妻である。かれらの論証方法は常に社会の観点から個人の権利と厚生とを見ている大きい著作者集団を代表している。かれらは『身体の悪化を防止するために国民の慣習と慣行とに従って生理的に必要な食料と衣料と住居』とを労働者に与えることになると思われる全国最低賃金を国家が施行するべきであると主張している。この方法によって社会は『寄生』とよばれる産業の弊害すなわち余りに低いために労働者の労働の能率を維持することもかれらがかれらに代るのに足りる数の者を再生産して育てることもできない賃金の支払われている職業または事業の存在を除去することになると思われる。これらの産業は国民の性格と知性とエネルギーとの資本蓄積からかれらが返却するよりも、多く取去っている。そこで単なる現在と将来との国民の生命の保護の問題としてこの行為を禁止してかれらの生産能力を維持するのに足りる報酬を適当な法律によってすべての労働者に与えるべきである。

前提を承認すればこの結論は明かに正しい。しかしそれは労働者を元來かれ自身の人格と権利とを賦与されている

者と見ている者にとっては一部分だけしか納得ることができない。あらゆる他の者と同様にかれは元來社会のためにはなくてはなかつたかれ自身のために生存している。かれはかれ自身の内在の価値に由来する権利を持っていてかれの第一位の目的はかれ自身の厚生である。個人が社会のために存在しているのではなくて社会が個人のために存在しているので、基本の権利と利害とが問題になる場合には個人のすなわちすべての個人の幸福が至上の考慮すべきことでなくてはならない。社会の厚生は社会を構成している個々の個人の厚生とはまったく別の努力の理想と考えられている場合には空虚な抽象概念であるかまたは具体的にはその成員の一部分——もつとも強い者またはもつとも有能な者もしくはもつとも知性のある者——だけの厚生である。たしかに個人の権利は社会の正当な利益と両立するように解釈されなくてはならない。しかしこのことは個人の権利は他の個人の権利を侵害する所まで拡張されてはならないということの他の一つの言い方にすぎない。というのは社会に害になることについての肝要な事實は常に一集團の人間に或る害が加えられることであるからである。また『寄生』の弊害が主張されているにも拘わらず或る場合には費されたエネルギーを償うかまたはかれらの最高の生産能力を発現するのに足りない賃金を能率のもつとも低い労働者の中の或る者に支払うことによつて社会の利益が助長されることになると思われ、もつともまったく考え得る。國民は個々の雇主と同様にその生産力の一部分を速かに使い尽すことが有利であることを見出だすことがある。ただ生きて行くだけの賃金の或る労働者とかれらのエネルギーの支出を償うとともにかれらの最高の生産性を呼び起こすのに足りる賃金の労働者との間の生産物の差が報酬の差に等しくないのである。かかる場合には最高の労働能率を得ることを企てることは経済的には不利であることになると思われ。疑いもなくここで批判している見解を弁護している

人たちは非常に人道的であるので、社会がその成員の一部分に對する非人道の負担でそれ自身の利益を求めることが正当であるとは結論しない。かれらは恐らくこの行為がその結果生ずる道德頹廢にもとづいて結局利益よりもより多く害を生み出すことになると思われれると主張すると思われれる。自然権を弁護する者はこの主張に同意すると思われれる。というのはかれは社会の經濟、道德、精神上の眞実の恒久の利益は人間の内在の性質から推論される権利の法と道德の法とを一般に守ることによらなくては獲得することができないと主張しているからである。しかしかれは見苦しくない生活を請求する労働者の権利を社会の利益から推論する説はただ理論において根拠がないだけではなくてまた実際においてきわめて危険であると主張すると思われれる。一度この見解が一般になると被搾汗階級の狀態は今日よりもより、一層絶望的にさえることになる。というのは結局社会の利益であることになるものを認知することができるかまたはそれを熱心に獲得しようとする者は僅かしかないからである。多くの者は安い財貨と安い勤労との表面上の社会の利益だけしか見ないことになる。

チャールス・アントニオは行なわれた労働と受取られる賃金とが等価でなくてはならないと言明している。すなわち労働者の報酬はしかも社会の厚生の問題としてではなくて個人の権利の問題としてかれがかれの雇主の仕事において支出したエネルギーを償うのに足りなくてはならない。この信条は一定の厳正厳密な公正の外観を持つてはいるが、それは等価の報酬が生活賃金よりもより、少くなるように解釈、適用されることがあり得る。かれが引続きかれの通常の能率で働いている限りは労働者の支出したエネルギーは実際に補償されている。日々一律である賃金はいずれもこの目的を達成する物質手段をかれに供給することになる。まったくかれの賃金だけに頼っている労働者の支出するエ

エネルギーの総量が常に賃金によって制限されていて、搾汗工場に雇用されている男女の受取る生計の資は大きい量のエネルギーは補償しないが、しかしかれらが引続き働いていると仮定すればそれはかれらが実際に支出しているエネルギーのすべてを補償している。それは今でさえ産業界を通じて行なわれているのでアントニオの提案している原則は改善の基礎にはなり得ない。実際にそれは『賃金鉄則』と並んで非常に充分に作用することになると思われる。

他の著者たちは生活賃金権を公正価格の原則から推論している。スコラ哲学者に従ってかれらは財貨であるにしてもまたは労働であるにしても売買されるあらゆる財貨に対して公正である価格があると主張している。それは交換される物が等しいことになる価格である。ところが経済財の間に存在することのある等しいことは効用の等しいこと以外の何ものでもあり得ない。またこの等しいことは両交換者がどちらも受取った財貨から同一の量の満足を得るという意味において絶対的ではなくて、譲渡された財貨がかれ自身から奪われることによって各々の受ける不便に対して相対的に理解されている。あらゆる経済上の交換で両関係者がどちらも利益を得るまたはかれらが利益を得ると考える——さもなければ売買が行なわれない——ことは吾々にとつてと同様にスコラ哲学者にとつても明かであった。受取った物から各々の得る効用はかれが手離れた物を引続き所有していることによつて享受することになると思われるそれよりもより大きい。ところが公正であるためにはこれらの純利益が両方の側にとつて同じでなくてはならない。これが『面倒な契約で二人の関係者が等しい利益を得なくてはならない』というスコラ学派の原則の正確な一般に承認されている意味である。それはすべての人間の人格の平等から推論されたものであると考えられる。人間はただ土

の果実を得てそれで生きて行くだけではなくてまたかれらが正当に獲得した財貨の交換によって利益を得る平等の権利地を持っている。

財貨の価格は貨幣の名で現わされたその価値にすぎないのでその価格が常に価値が公正であることになる——両関係者がどちらも等しい量の純利益を得ることになる——ように評価、決定されなくてはならない。この意味に理解すると財貨の価値は元來倫理的性質のものである。それはただ経済の事実だけではなくてまたこの客観的の利益均等の道德的標準を参照して評価、明示されなくてはならない。一着の上着を二足の靴と交換した結果生ずる利益が等しくない場合には財貨が正しく評価されなかつたので公正の理想に一致していない。一言で言えば公正である評価、公正価格の外は契約関係者がそれに附することを適當と見る如何なる評価またはその他の如何なる評価でも財貨の交換によって公正は実現されない。

實際の取引ではたれがこの財貨の公正な価値を確かめて決定するか。交換を行なう者ではない。というのはいかれらが偏破な評価をしやすいとともに、強い契約者がより、強いその負担でかれの力を用いる気になるからである。評価は社会がもっとも至当に公正に決定することができるスコラ哲学者は考えていた。かれらはたしかに財貨の公正価格は正確には決定することができないで『確かな評価』または近似値であることを承認していた。そこでそれは最低、中位、最高の三つ等級になりがちであるがそれらのものすべてが實際の公正の標準として正当であるとかれらは言っていた。この社会の評価する方法はそれによって個人の偏見と個人の利己主義とがもっとも少くなるのでかれらにはかなり満足すべき方法であるように思われていた。また社会はその共通の評価に到達する場合に勝手に行

為しないことになっていた。一定の客観要因主として評価される財貨の生産費と稀少性と一般の効用とを考慮する道徳的義務を負っていた。このように公式されたので社会の評価は常に公正価格を近似的に決定するものであった。

今考察している著者たちはこの原則を労働者の生活賃金権の根拠にしている。かれらの論証は次の通りである。労働者はかれの労働に対して公正な代価を得る権利を持っている。如何なる種類の労働の公正な評価も至当であるものについての共通の評価または社会の判断によって形成されるそれである。ところが社会の判断は労働者の賃金は見苦しくない生活の資に相当するそれよりもより、少いものであつてはならないと聲明している。そこで労働の公正価格はけつして生活賃金よりより、少くない。

この見解を弁護する者は注意深くかれらの引合いに出している社会の評価が社会の経済的評価でないことを指摘している。後者はまったく需要と供給との変動だけによって決定されて『市場の駆引』きによって無意識に生み出されて常に実際の市場価格として表現されている。倫理の評価は競争の価格決定作用とは無関係に行なわれる社会の判断の意図された表明である。それは存在している価格と賃金とではなくて存在するべきであるそれらのものを表明している。この意味において社会の評価は労働者が生活費よりもより、少く支払われる場合にはかれらは不正の犠牲者であると主張すると述べられている。

公正価格の原則の生活賃金の原則に対する意味を考察する場合には客観面と主観面とを区別しなくてはならない。二人の交換者の利益の等しいことが理想の公正の客観的標準であるのに対して、この抽象的規準を産業の具体的事実の主観的に適用したものが実際の公正の要件を使用し得る限りもつともよく表現していると考えられている社会の評

価である。ところが吾々は理想の標準もそれを適用する方法も生活賃金の原則に満足すべき論理上の根拠を与えていないと主張する。経済交換に対する二関係者の利益均等の標準は一見すると公正の正確な規準の要件のすべてを持ってゐるように見えると思われれる。人間は土地の資源を獲得する権利を等しく与えられてゐるのでかれらの中の二人の者がかれらの合法的に獲得した財貨を交換するための契約——どちらも博愛主義者の役割を演ずることを意図しないで、どちらも出来るだけ多くの利益を得ることを望んでゐる契約——を結ぶ場合にはかれらは等しい量の利益を得る権利を持つてゐると結論するのが至当である。前に見たように土地を得る権利の等しいことはたしかに等しい量の土地またはその生産物を得る権利を意味してはいない。しかしこれは第一位の基本の権利の内容を修正する優位の欲求、努力、生産性のような他の所有請求権が存在しているためである。かかる考慮すべきことはかれらの財貨交換から等しい利益を得る人間の権利を妨げない。けれどもより深く見るとこの利益均等の標準を拒否するのに非常に適当な理由のあることが分かる。第一に、それは実施することが困難である。頻繁に売買される如何なる財貨の場合にも二人の契約当事者が等しい利益を得ることが出来るようになるように公正価格を貨幣の名で明記することはできない。別々の人間が同一の価格で同一の品物を同一の商業者から買うことがあるが、それにも拘わらず個人の利益がかれらのすべてにとつて同じことであることにはならない。ここで論じてゐる説によると商業者の利益がすべての購買者が同じ大きさの利益を得るはずである。ところが等しくないことになる機会は購買者が別々の販売者と取引する場合に多くなる。取引される財貨が労働である場合にも事情は同じである。雇主とあらゆる被用者とが同一の量の純利益を得ることになるように賃金率を定めることはできない。

ただこの標準は実施することができないだけではなくてまた多くの場合にはそれには充分な理論上の根拠がない。たとえば一塊のパンと交換に繁昌している製パン業者にかれの最後の一ダイムを与える者はその取引によって製パン業者が得るよりもはるかにより、多く利益を得る。後者の得る利益は非常に小さくてかりに一セントで非常に僅かな欲求の満足を表示している。取引の他の当事者は空腹のもっとも激しい苦痛を鎮めて恐らく差し追っていたる餓死を払いのけた。かれがかれの一ダイムで得たかも知れない他の如何なる効用もかれが実際に得たそれに比較すると言うに足りない。そこでそれ自体として考えてもまたはかれがかれの貨幣で得たかも知れない他の財貨に対して相対的に考えてもかれにとつてのパンの効用は製パン業者に生ずる利益よりもはるかにより、大きい。それにも拘わらず普通の生産状態の中では一〇セントは一塊のパンに対する充分に大きい代価ではないと主張する者はないと思われる。周知の価値の法則に従つて個人にとつてこの財貨の効用は常にそれが充たす欲求の重要性和強度とに比例している。そこで交換者の物質状態がより、多く異っているほどより、貧しい者の利益がより、富裕な者のそれをそれだけより、多く超えることになる。二人の者が等しい利益を得るべきであるとするより、貧しい者はすべての公正な人が法外と見ると思われる代価を支払わなくてはならない。利益均等の規程が吾々の日常の公正の考えと一致するように見えるのはただ實際に等しい所得を得ている者の間の契約においてだけである。たとえば製靴業者が一着のスボンと引換に一足の靴を仕立業者に与える場合には充たされる欲求の重要さがほぼ等しいのでかれらの利益はほぼ等しい。ここで論じている不均等は労働契約ではより、顕著でより、頻繁でさえある。賃金が如何に低くても労働者は雇主よりもより、多く利益を得る。一日七五セントで働いている者は何かの方法でかれのもっとも重要な強い欲求を充たしている。この結果と比較

するとかれの行なう努力の苦痛費はまったく僅かである。そこでかれのこの契約から得る純利益が非常に大きいのに反して雇主の利潤は大多数の場合に数本の煙草または或る等しく二次の効用を表示する少額の貨幣である。利益均等の原則によるとたえかれの報酬が生活賃金の限界よりもはるかに下にあるとしても労働者は公正であるよりもより多く得ている通例少ない数の労働者を雇っている雇主はたしかにかれの賃金契約の総計からかれの被用者のどの一人よりもより多くの効用——集約的にも外延的にも欲求のより大きい満足——を得ている。しかしかれの利益はかれの被用者のすべての利益の総計よりもより少い。如何なる一契約においてもそれは他の契約当事者、労働者の受取る利益よりもより少い。勿論スコラ哲学者は首尾一貫して利益均等の原則を労働契約に適用することはけっして企てなかつた。かれらが社会より正確に言えばその成員の中で公正の評判のもっとも高い者が売る者と買う者との間の均等を保護することになると思われる具体的価格を決定するのにもっとも有能な機関であると言明した時に、かれらはまたすでに見たように社会の決定、社会の評価は社会の一般の効用と相対的供給と生産費にもとづかなくてはならないことも言明した。ところがこれらのものは客観要因ではあるが、しかしこれらのものは如何なる意味においても利益均等の客観標準を表現したものまたは解釈したものではない。これらのものに従って決定された価格では必ずしも常に——恐らくけっして——両交換者がどちらも同一の量の利益を得ることができることにはならないと思われる。そこでスコラ哲学者の實際に使用する公正価格の規準はかれらの理想の規準をまったく放棄することを合意している。たしかにかれらが財貨の公正価値の決定要素の一つとして生産費を主張したことは生活賃金の原則を承認したことであつた。というのは中世の産業では生産費は労働費であつたがその公正な評価が労働を行なっている階級の

慣行の欲求であつたからである。宗教学者と共にこの階級義務と階級安楽標準との考えが配分または交換のあらゆる問題で明白にまたは暗黙に最後の判断標準として引合いに出されている。そこでランゲンシュタインは『ただかれの生活等級においてかれ自身を適当に養うためかれの必要とするものを計算することだけによって、たれでもかれが売らなくてはならないことのある商品の公正価格を自身決定することができる』と断言している。そこでスコラ哲学者は公正価格を生活賃金の根拠にしたのではなくて生活賃金によって公正価格を評価したのである。

理論上の標準についてはこれだけである。実際の標準、『社会の評価は』生活賃金の正当であることを立証するものとしてもまたはその規準としても満足すべきものではない。まずそれは余りに不明瞭である。それは社会の一致したまたは道徳的に一致した判断を言い現わしているのか、旧時の著者たちが『共通意見』とよんでいたのは何か、またはそれは『世論』の別名であるか、それは慣行を意味しているのか、恐らくそれは社会の種々の階級、知識階級と産業階級と宗教階級とから選ばれた一集団の人たちの慎重な判断を指している。

これらの社会の評価の中のどれでも今日の労働の公正の実際の規準として役立つことになるかどうかを考えて見ることにする。

これらの実際の規準の中の第一のものは疑いもなく生活賃金の原則を是認する。平均人の道徳上の意見についての吾々の知識から見て当然にかれはすくなくとも抽象的には労働者は安楽に見苦しくなく生活する資力を持つべきであると主張すると考えてよい。しかし見苦しくない生活をする資力の觀念の中に包括されている生活財の量については『共通意見』は明確にしていない。それが与えることのできるもっとも良い評価は多数の個人または階級の評価から

引出される妥協の評価である。けれどもこの妥協のまたは平均の評価の内容を確かめる方法がない。またたとえあつたとしてもそれが理性と公正とに調和することになると確信することができない。より大きいより、一般的の善悪の問題の判断では人類の共通の信念は充分に信頼することができる。しかし細目ではその判断は長い間一般に承認されてきた悪い慣行の影響によって容易すく邪道に導かれる。

第二に、世論とよばれているいくらか気紛れな形態の社会の評価も右に挙げたのと同様の欠点のために役に立たない。生活賃金の明確な要件についてのその判定は必然に余りに一般的で確かめることが余りに困難である。その上にそれは本来変りやすいので信頼することができない。たしかに出版物をその代弁者として承認するとするとそれが生活賃金の原則にさえ賛成することを言明しなかつたことを承認せざるを得ない。

第三に、労働の公正のかなりに明確な標準が慣行であることは疑いもなく真実である。しかしそれは信頼し得る標準ではない。吾々の時代の慣行は見苦しくない生活状態を与えるのに足りない賃金——『被搾汗』階級の報酬が立証している——を承認している。宗教学者ライフエンステュエルは慣行を標準として承認して公正であるためには人間の賃金が見苦しくない生活をする資力に相当するものであることを要しないという結論に到達した。

最後に、注意深く選ばれた代表委員会の判断の宣告は恐らく充分に明確で信頼し得ると思われる。このように理解された社会の評価があらゆる労働者が生活賃金を得るべきであると説明してこの成句が何を意味するかを明確にしたならば、その決定は恐らくすべての至当な考えを満足させることになる。ともに実際に達成し得る生活賃金の正確な評価にもっとも近く接近したものであることになると思われる。けれどもかかる公平な団体は存在していないので

その想定された判断の宣告を生活賃金政策の基礎として役立てることはできない。

公正価格の原則を生活賃金の根拠としている説をこのように長く論じたのはその基礎になっている考えと信条とが数世紀にわたってヨーロッパの労働の理論と実際とを支配していただけではなくてそれらのものが今でも倫理学の文献ではまったく普通であるためである。中世のスコラ哲学者は次ぎ次ぎに財貨にも労働にも一定の公正価格があるという原則を主張するとともに言明した。ところがかれらは正しかった。というのは財貨が法外な価格で売られることがあり得ることを承認する場合には法外でなくて公正である他の価格があることを暗然に想定しているからである。公正の何かの標準を引合いに出すことによらなくては一つの行為を公正に判定することができない。その標準を正確に決定することは別のことである。スコラ哲学者のその理論上の原則——買う者と売る者にとつて利益の等しいこと——は疑いもなく人間は生来平等であるので公正はかれらの所有物について本来平等と見て私有物の所有者が変る場合にはいつでも——贈物の場合の外は——手離す財貨とそれと引換えに受取る財貨との間に均等が維持されなくてはならないことを要求するという一般原則の特定の適用である。この原則によると不正に取去られた所有物はそれ自体の全部またはそれと等価のものが所有者に返還されなくてはならない。また第二に、自由な交換では受取られる財貨が譲渡される財貨と等価でなくてはならない。この一般の説述は人間との間の抽象的公正のまさに本質を正確に言い現わしている。しかしすでに見たように『交換されるもの間の均等』は配分の公正と矛盾することなしに『交換者の間の利益の均等』に言い換えることはできない。またスコラ哲学者がこの均等の理論上の解釈をけつして実際に使用しなかったこともすでに見た。一定の現代の著者たちがただそれだけではなくてまた等しく不明瞭で誤解され

やすい一定の類似の成句と概念とを放棄することを望むことは許されてよい。最低の公正賃金が労働者の人間としての尊厳を根拠としていてかれの不可欠の欲求によって評定される、という法王レオの通達を受諾することを多くの神学者たちがためらっているとフランスの経済学者シャルル・ペランが述べた。明かにかれらは伝統の表現方法を手離すことを望まないでかれの労働の『値』または『等価』もしくは『価値』である報酬を得る労働者の権利についての旧時の原則を引続き繰り返している。これらの表現が真実である限りにおいてそれらのものは自明のことである。しかしそれらのものが使用し得る具体的の意味を持っている限りにおいてそれらのものは真実ではない。たとえば価値の語を労働の実際の経済価値または市場価値の意味に考えると、その場合には当該の表現はたとえそれが餓死の境界線の上にあるとしても供給と需要とによってかれに与えられる賃金をかれが受取っている場合にはいつでも労働者は正直に取扱われていると主張するのに等しいことになる。道徳価値を意味しているとすると表現は正確である。しかしそれは生活費または賃金の名で労働の道徳価値を評価する方法を提案していないので著しくは明瞭ではない。社会の評価で定められる公正価格の実障の解釈についてはそれは中世の小さい社会と単純な経済関係とに対しては非常によく役立ったように見える。雇主と労働者とが『父と息子とのそれと同様の』関係で一緒に生活して賃金と物価との等級の調整に関心を持っている消費者と生産者との全集団が小さい境界の内に居て評価されるべき財貨とサービスとの等級の数が少くてその質が単一で生活標準が社会を通じてほぼ一様であった時——この事情の中では労働の公正価格の社会の評価が多少とも明確になりがちですべての関係者に明かに容易しく明かになることができた。その上に社会の評価がしばしば結晶して慣行になった。そこでそれはただ明確、明白であつただけではなくてまた長い

期間にわたってさえ多少とも不変であった。ところがそれは道德と宗教との教えの直接の強い影響の下で形成されたので倫理の理想にかなり正確に一致していた。公正取引の実際の標準としてはそれは今日でさえ原則において有効である。というのはそれは仲裁の思想の本質、利害関係のない判事の集團を含蓄しているからである。しかしそれは新たに正確に明確に述べる必要がある。またその限界も忘れてはならない。それは権利の絶対的ではなくて主観的の表現である。またスコラ哲学者が主張したようにそれは人間の生活する自然権と自由と相応の量の慰樂品とを含めた一定の客觀要因を常に考慮しなくてはならない。

最後に、労働者の生活賃金権をかれの人格の尊嚴とかれの見苦しくない生活をする権利とから推論する説がある。人間としてのかれの神聖のために社会のあらゆる成員が見苦しくない生活をする権利を持っていること、社会によって管理される物財がすべての成員にかかる生活を与えるのに充分であるとき個人が至当な量の有用労働を行なう場合にこの権利が具体的實際のものになることは、前に説明した。第一の条件が立証されていることは勿論のことと考へられている。第二の条件は労働者が普通の長さの労働日の間雇われて働くことよって充たされると主張されている。見苦しくない生活を与えることになるだけの土地の果實を得るかれの権利は明かである。この権利と矛盾することなしに自然の共有の賜物を所有使用するかれの仲間の成員の義務がこれと相関関係にあることも等しく明かであるはずである。ところが労働者のこの一般の権利が生活賃金の特殊の形態を取る簡單で充分な理由は社会の現在の産業組織の中ではこの一般の権利を実現することのできる他の方法がないことである。かれの得ることのできる占有されていない財貨がないのでかれはそれの外には生活の資の一部分も見出だすことができない。かれが努力することを余

儼なくされることはかれが至当な最低よりも、少いもので生活することを余儀なくされることになると思われる。ところがこの額の賃金をかれに支払う義務がかれの生活している産業社会の成員にある。というのは賃金を通じてでなくてかれが土地の財貨を得る自然権を有効に実現することができないようにかれらが天然資源を占有してしまつたとともに労働の機会と職能とを配分してしまつたからである。そこで現在の産業が存在している限りは労働者が見苦しくない生活をする権利を享有することを妨げない義務が生活賃金をかれに支払う義務に転換することになる。

生活賃金権は『労働者の生活している産業社会の成員』に対して行使されると主張されている。『成員』の用語についてはこの権利が労働者の生活する生活賃金を受取る機会に転換したことに對して責任のある者に対して行使されることを指摘することで充分である。『労働者の生活している産業社会』は近似的にだけしか明確することができない。それは世界の住民の中で労働者といくらか密接な経済関係に入り込んでいる部分、主としてかれの労働によって第一位に利益を得る者とさもなければかれが実際に得ることができたとと思われる部分の土地資源を占有してしまつた者と言いつ現わしている。明かにこれらの階級または人々には他の大陸に生活している人々によつてはあつても僅かだけしか分担されていない労働者に対して権利維持を行なう義務がある。たしかに後者は労働者の労働の受益者であるかも知れない。しかしかれらの直接の隣人に対してより、緊急な産業上の義務を負っている外に、かれの生産物に對して公正価格を支払っていることを越えて生活賃金をかれに保証することはいくらかでも役立つことはできない。また地球の他の側の労働者が人間の子供として不確定の生得権を持っている自然の共有の賜物の中のいくらかをかれ

らが占有してしまつたことも真実である。けれども遠い距離が介在しているためにかれらはこの権利の実現を致命的には妨げなかつた。かれらの共有の世襲の物財についての人間の権利も義務もかれらの異っている地位と所有物と能力との状態を至当に顧慮して適用、解釈しなくてはならない。

生活賃金権を多くの人たちがこれまでではつきり考えなかつた主要な理由の一つは現代の経済生活の複雑であることである。一つまたは二つの実例がこの主張を例証することになる。六人の人間が無人の土地に定着してそれをかれらの間に配分することに着手すると想定する。それが六人のすべてに対して安樂な生活を与えることができるにも拘わらずかれらの中の五人の者——疑いもなく大多数——が政府を組織して六番目の者には割当てられた分前ではかれがただ生きていくだけになるように土地を配分する。そこで他の五人の各々が見苦しくない生活の資よりもいくらかより、多くのものを享受することができることになる。ところが一〇人中の九九人までがこの行為を不公正として非難すると思われると言つても過言ではない。配分される土地の全量に対する六番目の者の権利は他のたれのそれともまゝたく同様有効であるので見苦しくない生活をするのにそれだけの量が絶対に必要である場合にかれから等しい分前を奪取る理由または根拠はないとかれらは主張すると思われる。つぎに人間が以前に訪れたかまたは請求したことのない土地にかれらの住居を得た五〇人の集団を想像する。土地を分割しないでかれらはそれを共同耕作してその生産物を配分する。けれどもかれらのすべてが土地で働くのではなくて製靴業者、仕立業者、大工等々があつてあらゆる人がかれにもっともよく適している仕事をする。しかしかれらの共同の生産物の配分は四五人で有り余る生活をすることができのに対して残りの五人はただ絶えず生存して働くための賃料だけしか持たないように行なわれる。

四五人の者の勤勞はこの僅かな報酬よりも、多くの価値がないと主張する。再び共有財産の共同生産物が大多数の者の専横な行為によつて不公正に配分されたことは明かである。というのはその五人の者が至当な量の有用労働を行なっていると想定されているからである。今日のより、複雑精巧な産業状態の中でもすくなくとも原則においては事情はまったく同じである。その土地と資源とを管理している社会の成員はかれらが生活賃金をかれに拒否するように既存の私有財産の配分を利用してゐる場合には自然の共有の賜物で見苦しくなく生活する労働者の権利を侵害していることになる。かれらがかれらの土地を得る権利を行使しているために労働者が体面と公正とが要求しているだけ充分にはかれの権利を行使することができない。そこでかれらは前記の実例で貪欲で専横な大多数の者とまさに同様に有効にそれを行なつてゐるのでかれらは労働者がかれの自然権を享受し得ないことに対してまさに同様に明かに責任がある。というのは一般的に言つて労働者はそれらの二つの孤立している社会の苛酷に取扱われた成員と同様に余りかれの所在地を変更することができないからである。たしかに少数の者は他の所で生活の途を見出だすことができる。しかし——全産業機構が停止して人類が地球から消滅するのでなければ——圧倒的に大多数の者が現在の所に止まつているかまたはたがい所在地を交換せざるを得ない。社会の産業と物質資源との管理者は労働者なしには生活することができないので、右の企てを行なうよりもむしろ喜んで労働者のたれにも生活賃金を支払うことになると思われが、このことはかれらが労働者を実際にその額に値していると見てゐることを明示している。そこで労働者の生活賃金もそれと相関関係にあるかれの同胞の義務も現在の産業体制が複雑であるために不明瞭になつてゐるが、しかしけつして無効にはなつてゐない。

これらの権利と義務とに対して現在一般に無関心であることのひとつの原因は所有権の公共のまたは社会の面が知られていないで無視されていることである。人間はかれの所有物を随意に処分することができるというローマ法とフランス民法とによつて是認されている見解はきわめて一般過ぎる。かかる請求権は明かに至当ではない。というのは人間はすべての者のために生み出された自然の賜物は言うまでもなくかれらの能力も随意に処分する権利は持っていないからである。かれらは他の者の権利と衝突しないうちかれら自身のそれだけしか処分する権利を持っていない。共有者のかれの所有権がかれの使用権の手段としてだけしか有効でないこと、後者がかれの同胞が同様にそれを実現することのできる限界内でかれが解釈、行使しなくてはならないすべての人間に共通の権利であることを余りにもしばしば忘れている。かれはかれ自身の使用と利益とのために土地資源の一部分を占有した時に残りの人たちのために使用し得る量をそれだけ少くしていることを忘れている。その中に労働者が算えられなくてはならないかれのより、不幸な人たちが世界の物財を得るかれらの生来の権利のためにそれの中のかれがかれ自身のものとよんでいる部分に対して或る種の権利を持っていることを忘れている。個人の所有権の行使の自由と競争戦においてかれ自身を配慮する能力とが誇張されてきたために雇主も被用者も労働契約に明記されているその外には相互に対して所有権を持つていないという主張が事業倫理の格言になつてきた。契約はそれが明白には規定していない権利の原因であることがまったく見落とされてきている。契約によつて賃金を通じてでなくては実現し得ないことになる見苦しくなく生活する自然権の不滅の権利を賦与されている人間として労働者が賃金契約を締結していることが忘れられている。かれの生活賃金はまったく契約によつて修正決定される以前の権利である。それが雇主に對して有効である限りにおいてそれは別

別に考えられた雇主とかれの契約によってでもまたはかれの見苦しくなく生活する権利によってでもなくてこれらの二つのものを結びつけたものによって生み出される。

個人所有権の使用権と義務との間の関係についてより、正しいより、人道的の考えが中世の社会で展開、育成されていった。私有権は絶対の権利ではなくて管理の一形態にすぎなくて個人はかれの富を神から保有しているのでかれ自身に劣らず他人のためにそれを管理しなくてはならない、というキリスト教の教説が今日よりもより、頻繁に説教されてより、一般的に受け容れられていた。一三世紀には法王クレメント四世が所有者がかれ自身耕作することを拒否していた所有地の三分の一の部分を外国人が占有、耕作することを許していた。法王シクタス四世も一五世紀に法王領の中の所有地について同一の規制を行っていた。ここでは人間が持っているのはかれの所有物を随意に処分する権利ではなくてただかれの貧しい隣人の共有権と衝突しないそれだけであるという原則がはつきり承認されている。中世の産業組織の中では職能を遂行していたあらゆる人が地主も自由借地農業者も農奴も手工業の親方も職人も従弟も社会の役務を行なっていると見られていた。中世の説によるとこの社会に対する貢献の報酬として個人はかれの地位または身分を保証されてかれの社会階級の慣習に従って生活する資力を得る権利を持っていた。これは再び土地の賜物で生活する人間の権利の原則を中世の社会に適用したものにすぎなかった。同一の原則の具体的主張は今日ではかれが働く権利とかれが短くない期間にわたって仕事を保持する権利とを保持しているという労働者の主張、かれが故意に仕事を中止する場合にはかれの労働者が不正の行為を犯しているという雇主の確信、トラストによって行なわれる一時の安売の慣行によってかれが奪われる事業を行なう権利をかれが持っているという独立の商業者または工業者の主張と

して聞かれる。中世と現代とのこれらの意見のすべての基礎になっている原則はアリストテレースが社会の便宜の規準として『財産を私有にしてその使用を共同にするのがもっとも良い』、アキナスが公平の要求として『財貨は私有にするべきであるが、しかし所有者が進んでそれを他の者の欲求に役立つるようにそれを共同に使用するべきである』、と公式化しているそれである。

労働者の中にはかれらの労働力に加えて他の生活の手段を持っている者があるという抗論に対してはこれらの者はどちらかと言えば例外であると答えられる。かれらもまた生活賃金権を持っているかどうかは比較的重要な点ではない。それにも拘らずかれらもかれらのより不幸な仲間と同じだけ働いているのでこの問いには肯定の答えをするべきであるように見えると思われる。とにかくかれらの集団の他の労働者の取得しているのと同じだけをかれに支払うことに對しては充分に社会的理由がある。

婦人と子供との賃金について一言することは不適当ではない。前述の推論によると自活せざるを得ない婦人たちがかの女たちに対して生活賃金であるものを得る権利を持つていることは明かである。かの女たちにはかの女たちの労働による外には生活の途がないので報酬はかの女たちが見苦しくなく生活することができのに足りるものでなくてはならない。また両性のどちらも雇用されている職業で男子と同じ程度の能率で同じ仕事をしている婦人はただ婦人の生活賃金だけではなくてまたかの女たちの仲間の男子労働者と同じ報酬を得る権利を持つている。配分が公平であるためには能力の等しい労働者には等しい報酬が支払われなくてはならない。その上に婦人が男子よりもより少い報酬を受取っている場合には後者が次第にその職業から追い出される。婦人労働者の比率の多くなることが望ましいとい

主張するのでなければ能率の等しい両性のどちらにも一律の賃金を支払うことによって社会の厚生が増進することになると思われれることは承認せざるを得ない。

かれら自身または社会に損害を与えることなしに賃金所得者になり得る年齢には到達しているがしかし成年の仕事は行ない得ないどちらの性の子供にも見苦しくなく生活するのに足りる賃金を得る権利がある。かれらにこれを得る権利があるのはかれらの賃金が一般的に言ってかれらの生活費の唯一の源泉になっているためである。それが働いている子供の通常置かれていた状態ではないので下宿生活には必要なものではなくて家族の成員として不可欠に必要なものを子供の賃金が指すことを注意しなくてはならない。最後に、能率の等しい婦人に男子の賃金を支払うのが正当であることを立証するのと同じ理由のために成年男子の仕事を行なうどちらの性の子供も成年の賃金を受取るべきである。」

なお最後にかれは労働者が個人の生活賃金を得る権利だけではなくてまたかれの家族の生活賃金も得る権利を持っていることを主張してその根拠について次ぎのように論じている。

『法王レオ一三世がかれの『労働状態について』の通達の中で労働者の報酬はすくなくとも『至当に質素にかれを養うのに』足りなくてはならないと声明した時に、ここで引用した成句が家族生活の状態と必要物とを含むことを意図していたかどうかについてただちにカンリック倫理学者の間に論議が生じた。肯定の主張をした者はかれの見解を確証する場合に通達の次節に出ている次ぎの行文、『労働者の賃金がかれ自身とかれの妻とかれの子女とを至当に安楽に養うのに足りる場合にはかれが僅かの財産を蓄えることが困難でないことになる』を引用した。

疑いもなく引合いに出された假定の賃金が標準の報酬になっていると考えられる。しかしそれだけの報酬が正当な  
こととして当然に労働者に支払われるべきであると明白に確言されていない。これらの言葉が書かれた後の数ヶ月の  
間に、かれの労働者に個人の生活のためには充分であるがしかし家族の必要には充分でない賃金を支払った雇主は不  
正を行なったことになると思われるかを質問している書簡が枢機相グレースによって法王宛てに出された。法王レ  
オはかれ自身は公式の返事をしなかった。しかし当該の雇主は公正を侵害したことになると思われぬがしかしかれ  
の行為は時々慈善または自然の公正に反することがあつたと答えた枢機相チグリアラに問題を委せた。今ではすべて  
のカンリックの著作者がこの問題について雇主には労働者にかれ自身は勿論かれの家族を養うことになる賃金を与え  
る道徳上の義務があると主張している。しかしかれらはこの義務が公正の部類に入ることには同意していない。他  
の言葉で言えば、かれらの中の或る者は労働者が家族生活賃金を得る明白な権利を持つていふことを否認している。

枢機相チグリアラのかれの判定についての説明は充分には明白でも最終決定的なものでもない。かれは行なわれる  
労働と受取られる報酬との間に均等の関係が存在する場合には公正の要求が充分に充たされると言っている。またかれ  
は労働者がただ個人の生活賃金だけを支払われている場合にこの条件が充たされると明白に述べている。この推論に  
よると見苦しくない生活の最低の資力が如何なる労働者も正当のこととして請求し得る最高のそれである。生活賃金  
はあらゆる場合に完全に公正な賃金である。賃金問題のこの面は吾々の論証の範囲の内には入らないので、ただ勞  
働と報酬との間の均等の規定を生活賃金権の根拠とする企ての危険であることだけを説明するために序いでに述べる。  
労働契約では均等の原則は労働者の自活の義務と関係させて解釈しなくてはならないとかれは言っている。そこで均

等の関係には一方の名として労働者の賃金が他方の名としてかれの純個人の欲求がある。等価の原則が不明瞭になりがちであることはすでに述べた。ここで考察している解釈はそれを放棄しているかまたはすくなくともそれを本質的に変革しているように見える。というのは要求されている均等がもはや二契約当事者の純利益ののではなくて報酬と労働者の厚生との間のそれであるからである。人間の労働は人の生産物であるために商品よりもはるかにより、大きい尊厳を持っているのでまったく同一の規準によって評定されるべきではないという根拠にもとづいて枢機相はかれの解釈を弁護している。それらの公正な等価のものを決定する場合にはただ労働それ自体だけではなくてまたそれを行なう人間が考慮されなくてはならない。疑いもなくそうである。しかし公正な等価のものが結婚状態の外で見苦しくなく生活するのに不可欠のものであると何故に考えるべきであるか。労働者はそれを充たすことが道徳上正当である多くの他の欲求を持っているので、かれの賃金はそれの欲求のすべてまたはすくなくともより、重要なものを充たし得るものでなくてはならないというのが公正であるように見えないか。それは安楽な心配のない家庭生活とかれの子供に対する大学教育とかれ自身と妻とかれらのすべての年々の慰安旅行とより、高い生活を開發するのに充分な機会にも等価のものであるべきではないか。報酬と労働との間に存在しなくてはならない等価が報酬が個人の生活賃金に等しい場合に実現されると主張することは実際に未決の主要な問題を論拠としているのとまったく同様である。均等の原則の解釈としてはそれは報酬が支出された労働力に等価でなくてはならないという前述の教父マントニオの提示したそれとまったく同様に立証することができない。

枢機相チグリアラはさらにそれに対して労働者が支払われる生産物にはかれの家族が参加してもいなければまた家

族によつてそれが多くされてもいらないので公正であるためにはかれの報酬をかれらのために多くしなくてはならないことを必要としないと言つてゐる。しかし労働者の家族生活賃金を弁護してゐる人たちはかれの家族とかれの行なう労働またはかれの仕えている雇主との間の實際のまたは想定された関係からはそれを推論してゐない。かれらはそれを人間としてのかれの尊厳から推論してゐる。それは個人の特権ではあるけれどもかれの家族も第二次の受益者としてそれを持つてゐる。枢機相は労働者が婚姻関係の外部でかれを養うのに足りる賃金を得る権利を持つてゐることを承認、主張してゐる。ところがこのことは労働者がかれの着る織布と交換にかれの所得の一部分を或る商業者に与へてその程度だけ商業者をかれの賃金の第二次の受益者にすることになることを意味してゐる。それにも拘わらず枢機相チグリアラは織布販売業者は労働者の行なう労働とはまったく関係がないので後者はかれの報酬の中のこのようにして支出された部分を得る権利を持つてゐないとは論じないと思われる。そこでまた当然にかれはかれの家族を扶養するのに必要な額の賃金を得る権利を持つてゐないということにはならない。これらの二つの場合はたしかに程度において異つてゐるが、しかし原則においては同様である。どちらの場合にも第一次の目的が労働者自身の厚生であるのに対して第二次の目的は前者の場合には織布の商業者、後者の場合には労働者の家族である。勿論ここで批判している論証は前に論議したそれとは別の等価原則の解釈であるように見える。労働者はかれの労働を行なうのに絶対に必要な体力を償ふことになる額の報酬だけしか得る明白な権利を持つてゐないとこの解釈から当然に結論される。この解釈によると等価の關係は賃金と婚姻状態の外部の個人の至当な欲求との間ではなくて賃金と支出される労働との間のそれであるので、労働者の持つてゐるのは『至当に質素に安樂』にかれを養ふことになる報酬を得る権利で

はなくて生きて能率的に働くために必要なものだけをかれに与えることになる報酬を得るそれである。

教父アントニオは労働者の家族生活賃金請求権を社会の厚生 of の考慮から推論している。正しく組織されている社会では父が家族の全員の当然の扶養者である。かれにこの義務を充分に履行する資力がないと貧窮、犯罪その他の社会の害悪が生ずることになる。そこで家族の首長である労働者はかれの妻と子供とを適当に養うのに足りる報酬を受取るのが当然である。これだけの額を雇主がかれに与えるのが当然であるのは明白な公正の関係によってではなくて——というのはこの題目の下では労働者は支出したエネルギーを償う資力だけしか請求することができないからである——『自然の公正』または体面のこととしてである。かれの一面で社会に他面でかれの被用者に対する関係のためにこの任務を履行する道徳上の義務を負わされている。この論証については、社会の厚生のために既婚の労働者がかれの家族を適当に扶養する資力を得ることが必要であるが雇主がこの資力を与えなくてはならないのでその積極的部分にはまったく充分に根拠があるのに対して、明白な公正の権利によってはこの最低の報酬が労働者に当然に支払われることにならないという主張は、労働と公正によって要求される報酬との等価は労働力の支出を償う賃金によって実現される、というすでに批判した想定にもとづいていると語りことで充分であることになる。

教父カステラインによると人間の労働の価値は常に個人の生活賃金には等価であるが、しかし家族の欲求に対して供給することになる報酬には必ずしも等価であるとは限っていない。個人を養うのに定まる賃金を労働者に支払ってしまうとともに他の生産諸要因に公正に支払ってしまった後に通常、『一般に公正に』または『公平に』雇主と被用者との間に当然に分かたれるべき一定の粗利潤が残っている。この配分が公正に行なわれると労働者は一般的に言っ

てかれの家族を扶養するのに定りるだけ受取ることになる。教父アントニオのそれと同様にこの見解はその積極面では正しい。しかも個人を養う資力よりもいくらかでもより多くの資力を得る労働者の権利をそれが否認していることはその擁護者によってほとんど弁護されていない。教父カステラインは混乱している種類の公正についてのむずかしくて役に立たない論議から転向した時に人間としてのかれの尊嚴のために労働者に家族生活賃金を与えるのが当然であることを承認している。

教父クエルミールシユは労働の公正価格を常に近似的に決定している社会の評価は家族の首長の労働をすくなくとも家族生活賃金は値いしていると見ていると主張している。けれどもかれはこの論証に満足していない。労働者がこの額を獲得しないとかれの個人の独立または個人の尊嚴が無視される、かれのもっとも肝要な力と能力との行使が妨げられる、世界の財貨を使用するかれの基本権が侵害されるとかれは言っている。社会の評価にもとづく論証の根拠は前に充分に批判してしまつた。けれども労働者の人格の尊嚴にもとづく論証には充分に根拠があつてこれは実際に自然の公正の基本原則に確実にもとづいて唯一のものである。

というのは労働の一般の自然法則に至当な程度従つて行動する労働者はすくなくとも見苦しくない至当な生活の最低の物質条件を得る権利を持っているからである。この主張は前に充分に展開、弁護してしまつた。ところが見苦しくない至当な生活は人間の元來の能力を行使して人間の不可欠の欲求を充たして人間の個性を發展させる能力を含意している。自己保存は疑いもなく『第一の自然法則である』。しかし人種の経験が判断の規準であると自己増殖は第二のそれである。すくなくともそれは人間の第一位のもっとも強い本能の中の一つのものの表現である。かれ

のもっとも不可欠な欲求の中の一つのものは反対の性の者の永久の愛と伴侶とである。婚姻状態は適正な生活にとつて生命の安全、見苦しくない個人の生活ほどには緊要ではない。それにも拘わらずそれは第一位に重要である。これらの三つの欲求の間の差は程度のそれにすぎない。平均の人間はこれらの欲求のすべてが充たされた後にでなくては至当な普通の生活をする事ができない。天職なしには大多数の者は婚姻状態の外では適当な程度の自己発展に達することができない。このことは超自然の天職のない者が独身で純潔ではあり得ないと言うことではなくて——この説は精神が悪くて意思の弱い者にだけしか適していない——それは平均の人間には独身は普通ではないので至当な自然権の標準とは考えることができないことを意味している。貧困のために独身を受諾せざるを得ない者は不自然で不正な悲運に堪えて自己発展の手段を奪われている。そこで『見苦しくない至当な生活の最低の物質条件』は成年男子については家族を扶養する資力を包含している。これだけの量の世界の財貨に対してかれは『かれの生活している産業社会の成員に対して』行使し得る自然権を持っている。労働者の場合にはこの請求権は賃金で言い現わさなくてはならない。要するに労働者は家族生活賃金権を持っている。というのはこれがかれが家族を扶養する資力を得る権利を行使することのできる唯一の方法であるが、これが普通の生活の不可欠の条件であるためにかれがこの資力を得る権利を持っているからである。

この理論によると労働者にはかれの虚弱な貧しい両親も扶養するのに足りる賃金を得る権利があることになると思われると抗論されてきた。かれらのために配慮することはかれの義務でもかれの権利でもある。そこでかれはこの目的のために充分な資力、かれの労働に対する追加報酬を得る権利を持っている。けれどもこれらの場合はすべての点

で同じではない。家族の首長になる権利は虚弱な両親を扶養する権利とは本質的に別のものである。前者は普通の至当な自己発展の必要な条件であるのでその実現に必要な物財を得る権利を含意している。そこで家族を扶養する資力を得る権利は結局それを扶養する義務から——家族の欲求から——ではなくて労働者の尊厳、かれ自身の不可欠の欲求から生ずる。妻と子供との扶養が普通の事態で夫と父との責任でなかつたならばかれがこの目的のために必要な追加報酬を得る権利を持つことにならないと思われることは真実である。しかしこのことは義務が権利の理由または条件で究局の原因ではないことを示している。家族の首長であることの条件を得る権利は明白で家族生活賃金権を含意している。というのは家族はそれが扶養しなくてはならないことを自然と理性とが命じてきたからである。しかし貧しい両親を扶養する権利はまったく別の根拠にもとづいている。その存在することは適当な至当な生活の不可欠の条件ではない。というのは普通の事態では両親自身がかかる非常事に対する予防策を講じてしまうことになるかまたは講じてしまわなくてはならないからである。また権利は生活の異常の例外の緊急の必要によつては解釈されないで労働者はかれらのために追加賃金を正当に請求することはできない。

労働者の報酬はかれの家族の大きさにつれて変るべきである。或る人たちは主張している。しかしそれはその望ましくない評定方法であるように見える。家族の養育費を一単位、労働者の賃金を一律の率と見なくてはならない多くの理由がある。その場合には死亡するまでのかれ自身と妻と自活すべき年齢になるまでの子供とを養う費用をかれの充分に元氣な成年者として働く時間で割ると貨幣の名で家族生活賃金になる。そこで未婚の労働者もただかれらの現在の欲求に対して足りることになる報酬だけではなくてこの家族生活賃金を得る権利がある。差額は結婚のための

必要な用意をするためにさもなければ労働者が婚姻状態を始めるとただちに必要であることになると思われる報酬を僅か少くするものと考えるべきである。

その上にかれが結婚しようと考えているにしてもまたはいないにしてもあらゆる成年男子労働者が家族生活賃金を得る権利を持っている。というのは権利は人間の平均の生活状態によって解釈されることになっているからである。また報酬についても既婚者も未婚者も同様に取扱うことに対して充分な社会的理由がある。雇主が独身の労働者に家族生活賃金よりもより、少く支払うことが道徳的に自由であったならば、かれらは独身の労働者だけを雇って恐らくかれらが結婚することにならないことを約束させるように努めることになると思われる。このようにして非常に望ましくない種類の独身生活の将励金が与えられることになると思われる。」

## 二

最低賃金の基礎を成している思想が右に述べたように労働者の『生活賃金権』の思想であるので、最低賃金の高さを具体的に決定する場合にこれまで多くの国で用いられてきた原則の一つが『生活賃金の原則』であることは言うまでもない。

けれども生活賃金の高さが具体的に如何なる標準によつて決定されるかは必ずしも明確ではない。たとえば一九〇五年にオーストラリアの労働裁判所の判事ハインソンは生活賃金は労働者が「人間生活を行ない結婚をして家族を育ててかれらとかれ自身とをとかく或る僅かな程度の安樂さを以て養う」ことができるようにするのに足りる賃金で

あると定義しているだけである。またこの標準を具体的用語に移す企てが行なわれた後にさえ種々の法律で『公正な』『至当な』または『安楽』というような不明確な用語が好んで用いられている。たとえば一九二二年の西オーストラリア州法では生活賃金はその受領者が『至当に安楽に』生活することを許すことになると思われる賃金と規定されているのに対して、一九二二年の南オーストラリア州の労働仲裁法ではそれが「当該の仕事の行なわれる地域に生活している平均の被用者の普通の至当な欲求に対して充分な額」と定義されている。また一九一六年のクイーンズランド州法でもそれが「その職業の被用者の生活状態を顧慮して公正な平均の標準の安楽さ」を与える賃金、一九二〇年のニュー・ジークランドの仲裁法ではそれが「公正な生活賃金」、翌年の修正法では「公正な生活標準」を与える賃金と規定されている。なおカナダでも法律には単に「必要な生活費」と書かれているだけで、ただマニトバ州の法律がそれはすくなくとも労働者を健康にして置くのに足りることにならなくてはならないと附加しているだけである。合衆国でも生活賃金は「労働者の妥当な生活に必要な費用を与えてかれの健康と厚生とを維持する」のに足りなくてはならないと規定されているだけである。

その上に生活賃金はその高さの標準がこのように明確でないだけではなくてまたその標準それ自体が経済状態の変るのに応じて変わっている。たとえば南オーストラリア州では生活賃金が当該の国の総生産に依存していることを強調する傾向が生じて、一九一九年以來「国民所得の高い社会の労働者の妥当な欲求は国民所得の低い社会のそれよりもより、大きい」ことが主張されるようになっていゝ。またニュー・ジークランドでも一九二〇年の法律で裁判所は生活賃金を布告する場合に国の経済金融状態を考慮しなくてはならないことになったが、一九二二年には生活賃金を総生

産に依存させることを考慮するようになって、ついにこの年の十一月に労働者が布告された生活賃金よりも、低い賃金を受取ることが許されなくなったと同時に、「現行の公正な生活標準は商工業の繁栄と達成された能率の程度とにつれて変らなくてはならない」と布告されるにいたっている。なおニュー・サウス・ウェール州の最低賃金委員会も一九一九年以来「賃金の基礎になっている標準が不動のものでない」ことを認めてその後それが国内総生産と密接な関係のあることを布告している。

国の経済状態が変わるのにつれて生活賃金の標準の変わることは北米合衆国についても見られる。この国では第一次世界大戦前に生活賃金の標準は『貧民または貧困の水準』『生存水準』と考えられていた。これは『賃金所得者とかれの家族との肉体の必要を充たすだけのもの』であった。ところが第一次世界大戦中にはこのように「賃金所得者とかれの家族との肉体の必要を充たすだけのもの」だけしか与えないのは非人道、反社会的であると説明されて、生活賃金は賃金所得者とかれの家族とを「最低の健康安楽の水準」で養うのに足りるものでなくてはならないと主張されるようになったが、この主張はすでに一九一七年には一般に承認されることになって、ただ賃金所得者とかれの家族と肉体の必要とするためだけではなくてまた或る程度の保養、いくらかの書物、保健のための必要品、社交のための見苦しくない服装、最低額の生命健康保険のような、社会的に必要なものも与える水準、『最低健康安楽水準』とよばれているものが生活賃金の標準として認められるようになっていた。

また合衆国ではその後も生活賃金の標準をさらに高くすることが要求されて、ただ賃金所得者とかれの家族とに対して最低の水準の健康と安楽とだけしか与えることにならないと思われる所得を与えるのでは充分ではなくて、また

かれが失業と疾病と癱疾と老朽と死亡とに対してかれ自身とかれの家族とを護ることも等しく重要であることが主張されるようになった。一九二一年にはハーディング大統領が「労働の公正を確立しようとするときには賃金所得者の置れている経済状態が妥当であることに配慮しなくてはならない。かれの最低の賃金は安樂にとつてもかれの家を家庭にするためにもまた真にそのために生きるのに値いしているものが生存闘争のために得られないことのないことを保証するためにも充分でなくてはならない。教育のためにも保養と貯蓄の余裕のためにも用意しなくてはならない。個人の能力を充分に働かせることを保証することになる行動の自由がなくてはならない」と述べている。これは生活賃金が賃金所得者にただ衣食住のような生活必需品を与えるのに足りるだけではなくて、またかれが程よい程度の安樂を得て「かれの家を家庭」にする外に「真にそのために生きるのに値いしているもの」、すなわち教育のための用意と保養のための用意と貯蓄のための余裕と個人の能力を充分に働かせることを保証するための行動の自由とを得るのに足りるものでなくてはならないことを主張したものである。

けれどもこれらの抽象的の一般の標準だけでは言うまでもなく生活賃金の高さを具体的に決定するのに充分ではない。生活賃金の高さを具体的に決定するためにはさらに生活賃金は男子と女子とについて別々に決定するべきであるか、それは家族の多少に応じて決定するべきであるか、地域別に決定するべきであるか、規則労働と不規則とについて別々に決定するべきであるかの問題を解決しなくてはならない。

まず生活賃金を決定する場合にそれを男子と女子とについて別々に決定するべきであるかについて言えば、多くの国では男子と女子とについては別々に生活賃金を定めてしかも女子のそれを男子のそれよりも、低く定めているが、

これは男子とは異つて女子は扶養家族を持っていないので大多数の者が親の家庭で生活してほんどすべての者がかの女たちの結婚するまでのポケット・マネーを得るだけのために働いていると考えられているためである。このために多くの国では女子の生活賃金は独身者の生活を基礎にして算定されている、けれどもバインズがかれの一九一六年刊の『国家と賃金』の中に挙げてゐる合衆国で行なわれた調査によると「あらゆる所で小さくない比率（恐らく二〇%と三〇%との間）の女子が他の者の扶養に寄与している」ので、独身女子の標準が採用されるとこれらの他の者の扶養に寄与している女子が生活賃金よりもより、少い賃金を取得することになる。

そこで女子の生活賃金については如何なる標準を採用すべきであるか、女子労働者は大多数が親の家庭にあつて恐らく自活してないのでそれは男子のそれよりもより、低く決定するべきであるかまたは少数の自活している者の必要を充たすのに足りるよう決定するべきであるかが問題になるが、バインズは前記の著書の中でこの問題に答えて「答は立法の目的に依存している。作業の価値に応じて支払う制度の不満足な配分に代えて必要に応じて支払うそれを行なうことを企てるのであれば当然にもつとも悪い状態にある者の必要が充たされなくてはならない。他の言葉で言えば自活している婦人を標準の基礎にしなくてはならない。これよりより、少いものでは立法の目的は達成されない。その上に自活していない者の中にもただ他の源泉からの補助がなくてはかの女たちの給料が充分でないといふことだけのために自活してない者が多数あることはまったくあり得ることである。給料がより、多かつたならばこれらの労働者が自活することにならなと思われ証拠はない。オンタリオ州の最低賃金委員会はいくらかこれに似た見解を採用して、生活賃金の原則によると労働者はかの女の家庭の独立の自活している一員でなくてはならないので、かの

女の父または親類からのかの女への贈物はかの女自身に対するものでかの女の雇主に譲渡されてはならないと主張した」と述べている。

また男子の生活賃金については、かれが独身者であるかまたは既婚者であるかもまたかれの家族が幾人であるかもまったく顧慮しないで『標準家族』を想定してそれにもとづいて生活賃金を算定している場合が多い。しかしこの場合にはこの標準家族または平均家族を幾人にするかが問題になってきた。

たとえばオーストラリアでは生活賃金が最初は「約五人の家庭の必要」を充たすものとして算定されていた。ところがその後一九一四年にハイドン判事が八つの別々の資料にもとづいて実際の平均家族の数を算定した結果、ニュー・サウス・ウェールズ州では一大家族あたりの扶養児の数が一・六人ないし一・九人になっていて、それまでのように三人の扶養児を生活賃金算定の基礎にすることが妥当でないことが分かったので、裁判所が「平均扶養家族を二児と考へてもけつして過小評価の危険を冒すことにならない」という結論を出している。またニュー・サウス・ウェールズ州では一九一四年までは二児の家族を基礎にして生活賃金を算定していた。ところがこの年に最低賃金委員会の労働者側の代表者が布告されている生活賃金の増額を主張した時に、平均の家族を三人の子供から成っていると考えることを要求したので委員会が調査したが、その結果一九一一年には平均家族が子供一・八人から成っているだけでなくてまた「一四歳未満の平均家族が一九一八年には約〇・二人少なくなったので、一九一八年には一四歳未満の家族が恐らく約一・六人であることは非常に確かである」という結論に到達している。

またこれと同じことが合衆国でも見られた。一九二一年に賃金仲裁委員会で、合衆国統計局の報告は合衆国の平均

家族が四・四人にすぎないことを示しているので五人の家族を標準として用いることは正しくなくて、このように標準家族を五人にすると産業が実際にはいない幾百万人の児童の扶養のために支払わざるを得ないことになることが主張されて、国勢調査では扶養家族が三五〇〇万人にすぎないのに標準家族を五人として計算すると実際の家族数が二四〇〇万であるので扶養児が七三〇〇万人になって、国勢調査が報告している数よりも三八〇〇万人もより、多くの扶養児に賃金が支払われることになることが指摘されている。けれどもかかる見解に対しては、生活賃金算定の基礎として三児の家族を選んだのはただ種族が永続すべきであるとするところから家族がすくなくとも三児を持つことが社会的に望ましいだけでなくて、また一結婚あたりの平均産児はすくなくとも三児であるので通常結婚生活の或る期間には三人の子供が扶養年齢にあることになるが、生活賃金はその支出のもつとも大きい時期に家族を扶養するのに足りる所得を与えなくてはならないためであるという主張もまた行なわれている。

しかしこのように生活賃金算定の基礎として標準家族または平均家族を用いる場合にはそれにもとづいて算定された生活賃金が実際に生活賃金になり得るのは言うまでもなくただ労働者がその標準家族と同一の大きさの家族を持っている場合だけである。労働者がこの標準家族よりもより、少い家族を持っている場合には生活賃金よりもより、多くの賃金を得ることになると同様に、労働者がこの標準家族よりもより、多くの家族を持っている場合には生活賃金よりもより、低い賃金を得ることになるが、このように労働者が生活賃金よりもより、低い賃金を得ることになる場合には生活賃金の目的が達成されないことになる。そこで生活賃金の目的から言えばそれは家族の数に応じて別々に決定されなくてはならないことになるけれどもこのように家族数に応じて生活賃金が決定されたことはこれまでには

なかつた。勿論この標準家族によつて生活賃金を算定する方法の欠陥を補うための方策がまったく考えられなかつたわけではない。たとえば一九一八年にオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の政府がこの目的のために夫とかれの妻とに対する生活賃金支払いを子供を扶養すべきそれから分離して前者の賃金をすべての労働者に支払つて後者のそれをかれの實際の子供の數に應じて各労働者に支払う法案を議會に提出している。この計画によると推定児童扶養費に州内の実存児童數を乗じて得た總額を（男子と女子とを別々に取扱つた）總被用者數で除して各雇主がかれの労働者の數に比例して毎週その商を中央基金に支払つて政府がその中央基金を管理して両親の所得につれて變るスライディング・スケールで支払ひを行なうことになつていた。しかしこの法案は議會を通過しなかつた。

生活賃金の決定について次に問題になることはそれを地域別に決定するべきであるかである。

生活賃金はその目的から言へば生計費が地域別に異つている場合にはその額が地域別に異らなくてはならないはずである。というのは生計費が地域別に異つている場合はそれに應じて生活賃金が異なるのでないと生計費のより高い地域の實質賃金が生計費のより低い地域のそれよりもより低いことになるからである。

けれども異つた地域の生計費を正確に比較することは不可能ではないにしてもしばしば困難である。とくに都市と地方との間でそれを正確に比較することが困難である。都市居住者の生計費を標準とすとかれの生計費の中には地方にはそれに相当するものない項目が多數ある。かれの消費している財貨の質もまた地方で同じ名でよばれている財貨のそれと大きく異つていることがある。その場合には地方の労働者はこれらの質の劣つている財貨を買うために支出する金額がより少いためにより低い賃金を得るべきであるかが問題になる。かれはかれの仕事場への往復に都市

居住者と同じだけを支出しなくてよいことがある。しかしそれが娯樂をしたいと思う場合には都市風の仕立の衣服を買いたいと思う場合と同様に都市に行かなくてはならない。どちらの場合にも旅費が必要である。地方の住居標準は都市のそれよりも著しくより、低いことがある。そこで地方の四室または五室の家の家賃を都市の家の家賃と比較すると地方でより低い標準が永久化されることになることがある。

生計費を正確に比較することがこのように困難であるために多くの国では生活賃金を地域別に差別しないで都市と地方とを通じて一律に定めている。けれども生活賃金をこのように都市と地方とを通じて一律に定めることはこれとは別の理由にもとづいていることもある。たとえばオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の最低賃金委員会は一九二〇年に都市と地方とを通じて一律の生活賃金を定めることを選んだ理由を説明して、「地方の被用者が必然に首都と大工業都市とのそれより低い安樂標準を受諾してより、低い賃金を取得せざるを得ないことよつてこの州の發展が妨げられてきた。最近の諸年の間に第一次生産が著しく衰退して非都市地域が大都市と同一の人口増加率を維持しなかつたこともまた当委員会が生活賃金を今後地域の観点からは取扱わないことを決定したことに奇与した」と述べている。この場合には労働者の大都市集中を防止することが都市と地方とを通じて一律の生活賃金を定めることの理由になつてゐる。

バーンスは「實質賃金を均等にすることを実施すると産業の既存の均衡が覆されることになることがあるので、別々の地域の間の物価水準の差が大きくなければまったく差別しない方が恐らくより賢明である。その場合にさえ生活賃金の原則は論理上は實質賃金の均等であることを要求しているので物価が地域別に異つてゐる場合には貨幣賃金が

異なることを要求しているが各個々の場合にそれを異つたものにするかまたはしないかを決定することはそれに関連のある他のすべての事情、とくにその地域の一般の賃金標準を考慮した後でなくてはできない。また賃金を一律にすることを決意している場合にはかれらが貨幣賃金を差別することに反対するために等しい賃金を支払うことよりも、悪い結果を生ずることになることがある。洗濯業と婦人子供服製造業のいくつかの部門とにおけるように雇主が一方の市場に供給している場合には地方別差別を実施することがより、容易すくて恐らくより、望ましいことになる。というのはその場合には生活賃金にもつづいた差別が生産物の売価の差に対応することになるからである。そこでまたすべての雇主が同一の市場に供給している場合にさえ、より、低い貨幣賃金を取得している地域の労働者の能率が他の地域のそれよりもより、低い場合または雇主がその共同の市場にかれの財貨を送るためにより、重い輸送費を負担しなくてはならない場合には地方別に差別することが実際に行ない得ることがある。これらの場合にはすべて生活賃金にもつづく差別が既存の経済状態によつて決定されているそれに対応しているので利害の衝突が起こらない。しかし労働者の能率が同じであるとともに同一の市場に供給している雇主の賃金以外の他の生産費も大体同じである場合には、生計費にもつづいて地方別の差別を行なうとより、低い貨幣賃金を支払っている雇主の競争が有利であることになる。現在の貨幣賃金がより、低いために早晩より、多くの産業がその地域に引きつけられる傾向が生ずることになって雇主が労働者を求めて競争することになるために貨幣賃金が高くなることになつてついに移動の利益がもはやなくなるかも知れない。しかしこのようになることは望ましくないと考えられるかも知れない。また解体と調整過程における損失が非常に大きいかも知れない。この事情の中では差別しないことが望ましいかも知れない。生活賃金の原則は生計費

のより、高い地域を基礎にして賃金を支払うことを要求していると思われる。というのはこれよりもより、少い賃金では労働者のすべてに生活賃金が与えられることにはならないと思われるからである。ところがここで述べた事情の中ではそれは産業の上に大きい損害を生ずることにはならない。最後に諸地域の間の境界を定めることの実際の困難が小さくないと同時に隣接している雇主の間に不均等と不公平とが起り得るために一律の貨幣賃金を実施する場合よりもより、多くの摩擦の生ずることになることのあることを見落してはならない」と前記の著書の中で論じている。

生活賃金を決定する場合に第三に問題になることは職業別に決定するべきであるかである。

この問題については職業によって生活費が異なっているので生活賃金は職業別に決定するべきである、と主張する説がある。けれども多くの国におけるこれまでの発展の跡を見ると一般に職業の如何に拘わらず一律に生活賃金を決定する方向に向っていると言うことができる。

たとえば合衆国では最初は最低賃金委員会が生活賃金算定の基礎として別々の職業に対して別々の生活標準を採用することを奨励していた。しかしその後生活標準の職業間の差は無視してよいかまたは相殺されると論じてそれを無視する傾向が現われて、「たとえば別々の職業の必要品が同じものでないにしてもそれにも拘わらずそれは相殺される。事務員も商業被用者も洗濯業の労働者よりもより、良い服装をしなくてはならないが、しかし後者はかれらの靴をより、速く使い損ずるとともに汗をかくためにかれらの被服を損ずる」という理由にもとづいてカリフォルニア州の最低賃金委員会が職業別に差別することを拒否している。またその後これと同一の見解が合衆国の大多数の州で採用されるようになって多数の職業に対して一律の生活賃金が定められるかまたは最低賃金委員会の間の協議によってす

すべての最低賃金委員会が同一の生活賃金を定めるようになっている。

バーンスは前記の著書の中でこのように職業別に差別しないで一律の生活賃金を定めることに賛成して次ぎのように論じている。

「別々の等級の者の必要物について差別をしないで生活賃金を一律にする傾向には管理を節約するとともにそれを確めることが容易すいたために賛成すべきあらゆるものがある。また合衆国の経験が示したように別々の職業の必要物の間に差のある場合にもそれらの差が一般に考えられているよりもはるかにより、少いことも承認せざるを得ない。しかし他の一面で合衆国の最低賃金法はほとんどまったく婦人だけに關するものであるのかにより、狭い範囲の職業と等級とだけしか考慮する必要がない。生活賃金についての諸職業の間の相似性はまた多数の大きく異っている諸職業を一緒に一職業の標題の下に分類する合衆国、カナダの慣習によっても大きくなっていると思われる。その結果出て来る生計費の数字は大雑把な平均よりも余りより、よくはあり得ないので恐らく他の一つの『職業』について同様に得られる数字とは大きくは異っていない。それにも拘わらず一律の生活賃金は別々の職業の必要にもとづいた多数の別々の生活賃金よりもより、満足すべきものであるように思われる。最下級の労働者に対する生活賃金が如何なる現実の意味においても専門職業に対する生活賃金でないことはまったく眞実である。しかし生活賃金はそれ自体は抽象概念であつてその具体的解釈が結局は各自が意見を持ち得るものであることを悟らなくてはならない。個々の等級が在来享受している生活標準を生み出すことになる賃金に生活賃金を定めることは循環作用をすることで規制されていない状態の下で実際に支払われている賃金を採用することになる。というのはそれが生活標準を決定している賃金

であるからである。そこでその等級の典型のまたは平均の労働者を構想してそれに応じて生活賃金を決定せざるを得ない。農業労働者から経営管理者にいたるまでのすべての等級の労働についてこのことを行なうことは苛酷に階級の差別を永久のものにすることになると思われる。変革することは必要の要求によってさえ正当とすることができな  
 と思われる。しかしこの要求は報酬のもっとも低い労働者については承認される。かれらに對しては文明社会がそれ  
 の住民の中のとれでもそれより下に落ちることを喜んで許さな  
 い一つの標準を考へることができ  
 る。生活賃金の考  
 えはこの必要に  
 応たえて発展してきたので一つよりもより多くの標準を採用しなくてはならない充分な理由がないよ  
 うに思われる」。

生活賃金を決定する場合に第四に問題になるのは不規則労働の問題である。パインズはこの問題について次のよう  
 に説いている。

「一定の額が労働者の一週間分の生活費を示すと布告することこの額がすべての産業部門の労働者に年々規則的  
 に支払われることは別のことである。職業の性格と需要の状態と個別企業の作業組織とのために労働者がすべて毎  
 週規則的に報酬を受取ることを妨げられることがあると同時に賃金が時間賃金であるかまたは出来高賃金率にもとづ  
 いている場合には受取られる賃金総額が公布された最低よりもより少くはならないことを保証することがしばしば困  
 難である。ディレンマは明白である。たとえば週四八時間あたり四八シルを生活賃金と考へると企業が二四時間だけ  
 しか操業して  
 いないためにかれが実際に二四シルだけしか受取っていない場合には労働者が生活賃金を受取っている  
 と主張することはできない。一時間一シルが生活賃金であると言つてよいかまたはこの概念は週賃金の名においてだ

けしか理解することできなから。週賃金を考るだけでたしかに充分であるか。年に三〇週間一週間あたり四八シ  
ルを受取っている労働者はかれの従事している仕事が季節的のものであるために残りの二二週間働かないでいる場合  
に生活賃金を受取っているか。生活賃金の論理に合った至当な必要條件はどこで成就するか。

大抵の国が認識はしたがしかし解決した国が非常に少いこの問題は実は二重のものである。第一群にはその職業が  
著しく季節的であるために生活賃金よりもより、少く支払われている職業がある。かかる職業は果物の包装と罐詰、一  
定の種類の帽子衣服の製造、活動期に限られている行楽地のホテルの仕事などである。第二に全一週間は働かないた  
めに毎週生活賃金よりもより、少く支払われていることがある。この部類の中でもっともよく知られている一般の実例  
は洗濯業である。しかし一定の種類の飲食店、ホテルもそうなる傾向がある。不規則であることは労働者自身の希望  
にもとづいていることもある。たとえば家族のある多くの既婚の婦人は週の中で数日だけしか費さない仕事を選ぶと  
しばしば言われている。それはたとえば顧客の慣習のために初めには仕事が多過ぎて週末には配達人以外のすべての  
者の仕事が不足することになる洗濯業のように仕事の性質にもとづいていることもある。なおさらにそれはまったく  
個々の企業の組織の悪いことすなわち仕事の配分手順の方法が非能率であることだけにもとづいていることもある。

第一の部類のものは恐らく克服することのもっとも困難なものであるので大抵の国がそれぞれそれを放置してきた。  
実際に解決するためには種々の産業を組合せる包括的の方策が必要である。不幸にもその閑散季が他の産業の繁忙  
季と正確に一致していて労働者がその中で一つの職業から他の職業に移ることの比較的容易すい諸産業を見出す  
ことは必ずしも常にできるとは限っていない。それにも拘わらず多くの労働者が麦藁帽子とフェルト帽子とを交互に

製作しているルーソンの製帽業が立証しているように或る程度は移ることができる。仕事の性質そのものに内在している季節性に対する永久の対策はかかる方策にだけしか見出すことができない。しかしそのためには最低賃金委員会または裁判所だけでは行使し得ない権能が必要である。それは多くの当局の協力を必要としている大きい問題であるので年間の賃金がいまだに多くの労働者に保証されていないことは驚くべきことではない。しかし永久の解決はこの方法にだけしか見出だされないが、かれの仕事の不規則であることに對して報償する努力が多少の成功を伴って行なわれてきた。カリフォルニア州では短期間だけしか雇用されない一般の労働者と事務労働者とに對してより、高い賃金が規定された。けれどもこの規定は年賃金の問題を解決する思慮のある企てではなかった。というのはそれは二週間よりもより、少い雇用にだけしか適用されなかつたので二週間よりもより、多いがしかし五二週間よりはるかにより、少い期間継続した仕事を得た労働者には助けにならなかつたからである。ウィスコンシン州では他の一つの方法が採用されて年に数個月だけしか操業しない季節産業では見習期間を認めないですべての労働者に雇用の当初から全成年賃金が支払われることが規定された。これらの州ではどちらも季節労働者に不完全な補償を与える不熱心な企てよりもより、以上の何ごとも行なわなかつたが、他の所ではそれさえ余り行なわれないで来た。

週賃金の問題に關してさば多数の実験が行なわれてきた。扱ばれた方法は一定時間数よりもより、少く働いた場合により、高い賃金率を支払わせることによつて労働者に補償して雇主を罰することである。マッサチューセツ州では事務所の掃除夫の賃金率を定めた委員会が現行の時間賃金率では至当な生活よりもより、少い賃金には時間賃金率を増加して実際に働いた時間数をそれに乘ずると生活賃金になるようにしなくてはならないと規定した。同様にワシント

ン州でも九時間が標準の一日の労働であると布告されて六時間よりもより、少く働いた場合にはより、高い賃金を支払わなくてはならないことになったのと同時にカリフォルニア州でも同じ方法が採用された。オーストラリア共和国裁判所は長い以前から『臨時雇用』の賃金をより、高くする通常の慣行を承認してきた。

実際に働いた時間に拘わらず毎週固定した額を支払わせることもこれと同一の原則にもとづいている。労働時間の減少を正確に補償するように時間賃金を多くする場合にはこれらの二つの方法はたしかに同じものである。英国では洗濯業の最低賃金委員会が法律によって賃金ではなくて賃金を定める権能を与えられていた理由にもとづいて権能を越えて公布された最初の洗濯業令でこの方法を採用した。ミネソタ州では一九一九年と一九二〇年とに一律の週賃金率が定められた。

これらの規定は時間の不足は雇主の過誤であるので労働者に対して働いた時間に拘わらず全一週間分を支払わせるかまたは全一週間分よりより、少く仕事を与えられた場合にはより、高い時間賃金を支払わせることによって刺激されて雇主が改革することになるかも知れないという想定にもとづいている。ところがかかる改革はしばしば行なわれてきた。たとえば以前には仕事を待っているという前提の下に労働者を雇っていた雇主が労働者のこのようにして費した時間に対して支払わざるを得ないことになった時に多数の改良が行なわれてきた。そこで大抵の州ではこの趣旨の或る規定を採用してそれと結びついて、雇主がすべての労働者に対して出来る限り連続した仕事を準備してかれらが他の仕事をするための自由な時間を持つことができることになることを保証することが企てられてきた。そのためにオレゴン州ではかれらが連続した継続雇用時間を準備して被用者が他の仕事をする事ができるようにした場合には雇

主は實際の雇用時間数に対して時間賃金よりもより多く支払う必要がない。またワシントン州では一九一五年に同一の目的を以て正規の時間表が雇主と労働者との間で協定された。雇主の私利に訴えることが恐らくかれがかれの方法を改める気になるようにするもつとも簡単な方法であるが、この方法はそれが組織の悪いことにもとづいている場合の時間の不規則または不足の対策だけしかない。実際にはすでに見たようにこの不規則または不足はいくつかの原因にもとづいていることがある。洗濯業で見られるとしばしば言われているように全一週間よりもより少く働くことが労働者の希望である場合には、かれ自身にとってと同様に労働者にとつても有利な協定のために雇主を罰することは公正ではない。ミネソタ州では被用者が勝手に間歇的に働く場合には働いた時間数に拘わらず固定した週賃金を支払つてはならないという一条項を挿入するために特別の配慮が行なわれてきた。しかし労働者が勝手に一定の状態で働いているのかまたはいないのかを試めすことはしばしば困難である。半日の仕事と賃金とかまたは全日の賃金率を支払わなくてはならない場合には失業の脅威かに直面した時には多くの労働者は前者を択んでそれは『勝手』であつたと説明すると思われる。けれども時間の不足が自発的であると確実に言うことができる場合にもまた労働者が自由に他の仕事を探すかまたは残りの時間を他の仕事に従事する場合にも、実際に働いた時間を顧慮してそれに比例した週賃金の分前を支払うことは生活賃金の原則と矛盾してはいないように思われる。それに反してその仕事に必要な特殊の技能の行使が労働者の他の所で仕事を得ることを妨げる場合、またはかれらがたとえより長く働くことを希望しているとしても職業の性質上半週間だけしか労働者を規則的に雇用する必要のない場合には、生活賃金の原則の要求を充たすためにはかかる仕事は生活標準として現在承認されている標準で労働者を養うのに足りる額をその報酬として生

じなくてはならない。この事情の中では時間賃金をより、高くさせなくてはならないが、それは——組織の悪いことが特定の企業の特性であることのある前記の場合とは異つて——全体としてその産業の共通の原因にもとづいているのでその負担は恐らく全体としての消費者に掛かることになる。

最後に週あたりの時間の不足は通貨のまたはその他の外部の変動のために生じてすべての事業に同様に影響を及ぼす一般の不振にまたは恐らく繰返さない事情のために生ずる一時の思い掛けない需要の変動にもとづいていることがある。事業が恐らく将来もその以前と同様の人数で続くがしかし一時の非常事に直面せざるを得ないことは疑いがない。その場合には恐らく全日全報酬で半分の人員を雇用するかまたは半日半報酬ですべての人員を雇用するかのどちらかが扱はれる。この事情の中では非常事が通り過ぎてしまふまでは生活賃金の原則を放棄することが最少の損害で不況時を乗り切るもつとも良い方法であるので望ましいかも知れない。それは労働者が常時過剰になる問題ではないので根本原則が侵犯されることにはならない。オーストラリアの或る裁判所の判事が一見矛盾している方法で行為することになったのは恐らく生活賃金の無差別実施に対するこの制限を承認したためである。かれらは一面で事業が生活賃金を支払うことができない場合には喪失するかまたは国家の補助金からの援助を受けることにならざるを得ないと主張しているに、かれらは個々の場合に労働者と雇主との両者がそのような協定に達する場合には生活賃金よりもより、少く支払うことを許してきた。検討して見ると処置の差異が事情の根本的差異に対応していることが分ることになる。生活賃金から離れることが許される場合にはそれはその効果が恐らく短期間に消滅する一時の非常事に企業を支払不能がもつづいているためである。しかし生活賃金が主張される場合には根本的に再組織して恐らく事業を

縮小することが必要になるか、または借入なしにはやめて行くことができないことになって閉鎖しなくてはならないことになるか、もしくはその継続の負担が労働者に掛からないことになるように消費者一般から(すなわち税から)援助を受けることになるかと考えられる。

生活賃金の原則をすべての臨時労働の中のもっとも著しいもの——波止場労働——に適用することを考えると臨時労働の問題がより、大きく目立って来る。ここでは政策が明かに結局この労働の行なわれる特殊の状態に責があると考えられる諸原因に依存している。仕事の性質のために流動性のある労働の供給が或る程度必要である。船の到着の数も時もはつきり分からないのに仕事を速く行なうことが必要であるので労働の大きい予備が必要である。この論は通常雇主によって激しく主張されている。それに反して仕事の争奪がしばしば不必要であること、別々の港で雇主の側で努力すれば雇用される労働を非常に大きく非臨時化することができることを多くの人たちが主張している。この仕事の臨時性はそれに従事している者の希望に大きく対応しているのでかれらがどれだけ長く働くかに拘わらずにすべての者に生活賃金を支払う必要はないと答えられるかも知れない。しかしかかる労働者だけでどれだけこの産業の必要を充たすのに足りるかは疑わしい。

ニュー・サウス・ウェールズ州では一九〇五年にハインドオン判事が雇用状態を規則的のものにすることができるとどうかを明かにすることを企てたときにこの問題を研究した。その時一年に会社の帳簿に載った労働者が一二五〇人を超えていた。判事は別々の日に雇用された人数を算出して一年に一日だけしか雇用されなかった者が八〇〇人を超えていたことを発見した。残りの期間に仕事はその人数よりも著しくより、少い人数によって行なわれていた。かれ

はこの職業ではほぼ五〇〇人が余分であると結論した。産業は仕事をこなすのに絶対に必要である労働者のすべてにすくなくとも生活賃金を支払わなくてはならないと想定すると、この産業の賃金支払総額は生活賃金の約八〇〇倍になることになると思われる。問題は仕事を争奪していた一二五〇人の間にこの総額を配分することであった。生活賃金の原則をこの職業に適用するためには補充方法を再編成する企てを決意しなくてはならないことが明らかになった。その時には実際にニュー・サウス・ウェールズ州には如何なる仕事があつても通常最初に選ばれる一定の『優先』労働者があつたのでかれらの数を多くすべきであることが提案されたよりはむしろ暗示された。しかしほとんど実行されなかつた。

かかる方法を採用することができると短期間の仕事を得ようとする労働者の数が自動的に少くなると思われる。というのは常用の被用者に優先権が与えられることになると思われ、波止場労働がもはや他の仕事を得ることのできなかつた者のすべてが集つて以前から仕事を得ている者と等しい機会を持つことのできる便宜な共通の仕事でないことが知られることになるからである。その上に生活賃金の原則が要求しているのはただ当該の産業の継続にとつて或る期間にわたつてその協力が不可欠と考えられる労働者だけに對する生活賃金であるが、かれの雇用される時間数に拘わらず各労働者に週賃金を支払うことを実施すると安定化がきわめて大きく促進されることになると思われ、安定化すると仕事のない者の数がただちに増加することになると思われるが、結局結果はより、良いと思われ、というのそれが常時雇用していることができるよりも、多くの労働者が一産業に拘束されていないことになることとが望ましいからである。残りの者は非常に不安定で不十分な不安定な生計の資だけしか提供することのできない産

業に常時拘束されているのに代って他の仕事に就くように解放される。しかし過渡期は苦痛の多い時期であるが賃金決定当局は鎮静剤を供給することができない。処置は協力諸団体の仕事でなくてはならない。またそれは注意深く考え抜いた計画の一部分として遂行されなくてはならない。」

生活賃金の決定について最後に問題になるのは出来高仕事のそれである。

バーンズは「労働者はかれの出来高賃金率にもついた所得が布告された生活賃金よりも、少い場合に如何に取扱われるか」についてこれまでに行なわれてきた便法として、「出来高賃金率がすべての労働者に対して生活賃金を生じなくてはならないことを布告してそれを生じない場合には雇主がかれの労働者にその差額を補償しなくてはならないことにする」方法と、「雇主の出来高賃金率がかれの労働者の中の一定の割合の者に最低を生ずる場合にそれを満足すべきものと布告する」方法とを挙げて、これらの二つの方法の中のどちらを採べきであるかについて次ぎのように説いている。

「答は大きく低所得の原因に依存している。それがまったく有能な労働者の側の非能率または怠惰だけにもついている場合には前者の方法の効果は有害であることになる。出来高賃金制度の全目的が達成されないことになって、最低に近い所得を得ている他の労働者がかれらが余り働かない場合にさえ生活賃金が支払われることになることを知るとまったく努力しなくなることになる。後者の方法を採用するとたしかに出来高賃金制度の長所が保持されることになると思われるが、しかし自発的に非能率の労働者について生活賃金が犠牲にされることになると思われる。けれどもそれは利益と不利益との差を考慮すると恐らく行なわれざるを得ないことになる犠牲である。所得の不足が個々

の雇主の側の非能率または機械の旧式であることなどにもついている場合には、非能率の企業だけが罰せられることになって恐らく雇主の私利にもっとも有効に訴えることになるので生活賃金をきわめて有利に主張することができらる。」

なおかれは精神薄弱者または病弱者もしくは不具者に生活賃金を支払わせるようにしようとする他の労働者を使用し得る限りはかれらが解雇されることになるので、多くの州では許可制度を採用しているかまたはその出来高賃金率が生活賃金を生じなくてはならない労働者からはつきり除外していることを指摘している。

最低賃金を決定する第二の原則は『事業負担能力の原則』である。パーンズはこの原則について次のように論じている。

「事業と負担との両用語の中の第一のものは別々の賃金規制団体によって別々のことを意味するように用いられてきた。それはしばしば個々の国の事業のすべてを意味するように用いられてきた。そこでクイーンズランド州経済委員会は『すべての産業を合せたものの賃金支払能力は元来その総生産に依存している』と結論している。同様に生活賃金を布告する時には経済財務状態を考慮するというニュー・ジールランド裁判所の決定も実際に一定の賃金を支払うすべての産業の能力を考慮することを意味してきた。同時に至当な生活賃金は社会の繁栄につれて変らなくてはならないという南オーストラリア州裁判所の決定も同一の結果を生じてきた。

第二に事業の負担能力は個別事業だけについて試されてきた。しかし重大な困難がただちに生じる。事業の適当な定義がないとともに別々の事業の組織が異っているために一律の解釈をすることができない。規模が等しくてすべて

が労働能率の等しい段階にあってすべてが同一の種類の資本設備を使用して能力の等しい雇主によって経営されている多数の企業から成っている産業は少い。大きく多様であるのがより普通である。規模も資本設備も生産も大きく異っている企業が並存している。一方の企業の利潤が他方のそれよりもより大きいがしかしどちらも同一の市場に供給していることがある。より良く組織されている部分の事業の普通支払っている賃金がその能率のより低い競争者の能力を越えていることがある。かかる事情の中では定められる賃金が無規制の状態の下で行なわれているそれと同じものでないとすると、如何なる部分または単位について考慮するかについて選択しなくてはならない。別々の賃金規制者が別々の解釈を採用してきた。英国ではマックレゴールも参加していた最低賃金委員会がそれはもつとも悪いまたは能率のもつとも低い雇主の支払わなくてはならない賃金率を定めなくてはならないという要求に応じていない。この態度は一般であるように見える。しかし線はどこに引かれるか。マックレゴールは『国内の普通の能力の雇主が考慮されるべきそれではなくてはならない』と言っている。ケーヴ委員会の他の証人たちは『至当に装備されている工場の支払能力』『申し分なく管理されている工場』『もつとも劣っている地域に存立させて置くことが社会的に望ましいもつとも弱い事業』と言っている。これらの規準は事業負担能力の原則が如何に明確でないかを示している。オーストラリアでもニュー・ジラランドでも最初は事業の用語に明確な意味が与えられていなかった。一九〇一年にはニュー・ジラランドの裁判所が産業を破滅させるかまたは大きい程度害することは望ましくないと行ってそれが或る標準を考へていたことを暗示した。ニュー・サウス・ウェールズ州では賃金規制の初期に裁判所が産業の中のもつとも良い雇主を標準として取りたいと考へて、『だれでも害されることにならないと思われらるまで待つことは永久に待つこと

であると思われる。産業は全体として見なくてはならない』ことを卒直に認めた。その後裁判所はその重点を変えて小さいまたは限界の雇主に、多く注意を払った。かれが苦闘の状態にある場合には産業の状態が悪くて恐らく賃金を一般に増額することはできないと考えられた。

一九〇三年のヴィクトリア法では『評判の良い』または『至当に有能な』雇主が標準として採用された。最低賃金委員会は事実の問題として評判の良い雇主が平均の能力の労働者に支払っている額を確めて賃金をこの率よりもより高くは定めぬことになっていた。しかしこの条項は運用することの困難であることが分つて非常に不評判になった。評判の良い雇主を不評判の雇主と区別する仕事は不愉快の仕事であつたので比較的の高い賃金を支払っている雇主が評判の良い雇主であると考えようになつた。とくに事業の組織のために一部門が他の一部門よりもはるかに高い賃金を支払うことができる場合には残余の雇主がかれらの汚名を激しく憤慨した。この苦情のために一九〇七年にこの条項が撤回された。しかし他面ではそれは一九〇四年に南オーストラリア州で採用された。またその後一九一〇年から一九一一年までにタスマニア州法に採用された。それは一九二一年に南ウェールズ州で最低賃金委員会がそれは『評判の良い農業者には大きい追加負担を課すことにはならないと思われる』という根拠にもとづいて農村労働者に対するその賃金率の正当であることを立証した時に再び現われた。

いわゆる事業が地理上その他の状態のために別々の市場に供給している事実もまた考慮しなくてはならない。この要因はとくに質も型も共に大きく多様であり得るために言葉の如何なる意味においても標準化されていない財貨を供給している産業で重要である。一部門の事業によって容易しく負担される賃金が他の部門の事業にとつては負担し得

ないことを示すことになることはたしかに起こることがある。英国の婦人子供服裁縫業は二つの非常に異っている市場に供給している。一面で非常に熟練した労働者の製作した高級品が多くが富裕階級の者でその衣服に封する需要が比較的に非弾力的である消費者に売られている。等級の他の終端では地方または都市のより、貧しい地域の小婦人子供服製造業者が、その人の衣服がすでに限られている家計の中でもっとも容易しく節約し得る項目になっている所得の非常に低い購買者に質の劣っている品物を供給している。

これらの二つの場合には被用者の実際に行なっている仕事が変わっていることがある。大都市の熟練した婦人子供製造工はより、貧しい顧客と取引している部門の事業の等しく長い徒弟年期奉公をした労働者よりもはるかにより、上等のより、良い仕事を行なうことにもなればまた行なう機会を持つことにもなる。かかる差異は事業が実際には等質でないために一部の負担し得る賃金が他の部門の負担し得るそれよりもより、多いかまたはより、少いかのどちらかであることになることを意味する。事業が分裂しているでなければ定められる賃金は一部の負担し得るそれである。純地理上の基礎にもとづいて区別することは通例できないのでこのように分離することは容易しくない。一都市の内にはさえ高級の仕事と下級の仕事とがあるのに仕事の等級または顧客にもとづいて区別することはほとんど行なうことができない。たとえば輸出向けの製造をしている事業とそれをしていない事業との間にこれにもとづいて明確に区別することのできるものが時々ある。しかしこの場合にさえこの部分を別々に取扱って各部分の支払能力に適合した別々の賃金率を定めるよりも輸出部門の負担し得る賃金率を定めるのがより、通常である。

そこで事業の語について行なわれている解釈はまったく随意であるのですくなくともこの点では不変の規則を自動

的に適用することは別のことであることが分かる。事業がすべての事業または一事業のどちらを意味するべきであるか、後者であるとするとその事業をもつとも良い成員または平均の成員もしくはもつとも悪い成員の中のどれを意味するべきであるか、についての決定は既存の組織のような諸要因によって影響されるが、しかし結局は種々の理由で保証することが望ましいと考えられる財貨の供給を参照することによって行なわれる。すなわち経済以外の他の動機が重要な役割を演ずる。一度『事業』という用語の内容が変りやすいことが分かりますと事業の負担し得る賃金が事業が制限されるかまたは拡張されるかに応じて大きいことも小さいこともあることは明かである。というのは恐らく特定の賃金を定めたためにあらゆる雇主が破産することになることにはならないからである。その結果その産業に従事している者または企業の数が増加または減少することになる。(その結果価格が高くなって僅かの量に對してさえ需要がないことになるために)ただ一人の者も生産を続けることができないことになる賃金を定めるのであれば、事業が充分に小さくなると如何なる規模で産業を維持するかについて選択を行なわなくてはならない。現在存在している事業を標準として用いてはならない論理上の理由はない。労働を確保することができれば無統制状態の下で支払われるそれよりも、低い賃金も等しく是認されることになると思われる。選択はこれまでは実際には便宜のそれであったが、しかしその結果ほとんど如何なる賃金も事業の負担し得る賃金と言つよいことになった。」

「これで事業という用語に意味を与えてしまったとしてもなお支払能力評定の問題を解くことが残っている。総生産を判断の標準として採用する何かの方法を見出ださなくてはならない。この問題は主として統計の問題である。しかし種々の解決方法の提案が示されている。クイーンズランド州委員会は人口一人あたりの総所得額を参照したが、

しかしそれを評定するためには所得税収入を賃金率、失業、国勢調査の結果と結びつけなくてはならないことが分かった。けれども国勢調査の数字が非常に便宜な形では得ることができないと同時に年々の所得税報告を待たなくてはならないことがすべての数字がすくなくとも一五個月旧いものであることを意味していたので困難に直面した。最近の数字を得ることが重要であったためにクイーンズランド委員会はそれに代る標準を探すことになったが、それらの標準の中でもっとも重要であるのは物質生産額である。ここでもまた困難は大部分が技術統計的性質のものである。将来の支払能力を評定するために将来の生産性を評定することはさらに、一層困難である。賃金が実際にそれが支払われるべき時の能力に関係があるとすれば何かのかる評定をすることが明かに必要である。ただ大雑把な評価だけしかすることができないので『一般に一方の方向に偏向することがなければ多数の影響を考慮することによって一つの誤りの傾向が他の一つのそれを相殺することになる』と想定するのが一般の方法であった。クイーンズランド州委員会は冬の間に次ぎの季節の主要第一次産業の予想生産の量と額とを評定することができると思われることを示唆した。将来の生産のその他の指標は工業株式の価格と配当と銀行の貸付政策とに注目することができると思われる。『短期貸付金または国債の価値の変動よりもより、大きいまたはより、少い事業株式の騰落は利子とは別の或るものを反映することになる。株式を全体として考えるとこの差額は主として予想事業量にもとづいている予想利潤の変動にもとづくことになる』ことが示唆された。『最後に過去の状態と将来の状態とに等しい重要性を与えるために』『過去の状態、所得と生産との二つの指数の平均を将来の生産の指数に付け加えなくてはならない』ことが提案された。ニュージーランド・サウス・ウェールズ州の最低賃金委員会とニュー・ジールランドの仲裁裁判所とが生活賃金を国の繁栄に関係させ

ることを企てたときに同様の方法を採用した。前者は一九二三年六月以来普通株式に支払われる配当、会社の年次報告、賃金の多少、株式取引の動きなど、金属の価格、家畜売上額、羊毛、小麦の輸出入と生産量とに関する数字を考慮してきた。後者は一九二二年一月には将来の状態を予想することにはそれほど積極的には努力しなかったが、銀行業の活動に関する数字と第一次生産物とくに羊毛、牛肉、バターの価格と現在の貿易収支勘定とを考慮した。しかし評定の問題はけっして解決されていない。

その上に一国の生産性が決定評定されてしまったときにはその総額を賃金所得者と他の請求者との間に割当てなくてはならない。事業負担能力の原則はそれが他の生産要因の供給を阻害して総生産を少くすることにはならない賃金の支払を意味すると考えるのでなければ役に立たない。この審査には必然にきわめて大きい実際の困難があるが、しかし今でさえそれがあつたよりもはるかに、先きに進められるかも知れない。全体としての産業の平均数を採用すると必然にその繁栄が平均よりも上または下にある事業の問題に取組まなくてはならないことになることもまた明らかである。そこで『事業』を全体としての産業を意味していると解釈することは非常に少数の事業の事情にだけしか適していない。ところが『事業負担能力』の原則の説明者はかれらの原則の解釈が必然に惹き起こすことになると思われる混乱を是正する方策を明確には考えていない。

所与の産業の中の如何なる雇主を考慮するかが決定されてしまったときには同様にかれらの『支払能力』を判断する申分のない方法が案出されなくてはならない。それは判断の基礎になるべき数字を雇主から得る可能性に大きく依存している。通例雇主はこの証拠資料を供給することを極度に嫌ってきた。また報告が供給されたときにもそれは余

り不完全であったために余り役に立たなかった。会社の財務の秘密を隠しているウェールを引裂くことが抵抗を受け  
ることになることは避けることができない。しかし支払能力のないことを申立てる雇主がかれらの言うことに委員会  
と裁判所とが苦もなく従うと期待することは至当ではない。このように数字を得るかまたはその作成を強要するこ  
とができないために一つよりも、多くの委員会または裁判所の仕事が妨げられてきた。その上にそれを得ること  
ができる場合にも貸借対照表を適切に解釈するためにしばしば少なくない技術の知識が必要である。一九二二年にグ  
ロクンヒル会社が、ニュー・サウス・ウェールズ州の裁判所に出頭して事業不振の理由で賃金の引下げを要求した。  
六八万四千ポンドの名目損失を示すことを目的にして数字が作成されていた。しかも表の中の一定の項目が不正に記  
入されていること、会社が減価償却に通常よりもはるかに、大きい額を記入していること、過去に経営に欠陥があ  
ったために留保金が充分に用意されなかったこと、賃金が引下げられる場合に実施されるべき他の費用の引下げが実  
施されていないこと、勘定されているのが会社の生産物のすべてではないこと、それが最近に投下された資本を表  
しているのが会社はその支出の大きい部分に収益を期待してはならないことが組合の代表者によって指摘された。  
その上に会社がそれらの副産物について生じた利潤を示していないことが主張された。かかる論証はどれほど故意に  
特定の事業の財務状態について誤った印象を与えることができるかを証明している。

支払能力を判断する種々の方法が採用されてきた。これらの方法の一つのものは生産物の売価である。これが  
下落する場合には事業は同様の高い賃金率を負担することができないと考えられる。この判断の方法はニュー・ジ  
ブンドで最近次第に広まるようになってきたが、英国では鉄工業のスライディング・スケールの形態で広く知られ

ている。それは必ずしも常に信頼し得る判断の方法であるとは限っていない。多分に財貨に対する需要の弾力性に依存している。この弾力性が大きくなくて生産費が低落している場合には価格の下落は利潤が著しくより、大きくなってそのためにより、高い賃金を支払う可能性のより、大きくなることを意味することがある。その上に何かの特別の目的に従って売価を故意に低くして置くことがある。他の当局は原材料費を判断の標準として採用してきた。原材料費の多くなったことを立証することができた場合には雇主の支払能力がより、少くなっていると見なされる。この判断の標準もまた批判を免かれない。その信頼度は原材料費の多くなった理由に依存している。それが物価の一般の騰貴にもとづいている場合には恐らく売価が同じ程度多くなることになる。

支払能力を評価するもう一つの方法は大多数の者がその賃金率を支払うことに同意している場合にはそれはたれでも負担し得ると至当に期待し得るものであるに相違ないと考えて大多数の雇主の同意してきた賃金率を採用することである。そこで早くも一九二〇年にニュー・ジブランドの裁判所が木材置場と製材所とに対して、雇主の九〇%がそれを受諾していることが『同意していない製材所所有者にもその賃金率を適用しなくてはならないと判定するのに充分な理由』であるという根拠にもとづいて一定の賃金率を決定した。かかる判断の標準は職業の性格が同一である場合にはほぼ申分のないものである。しかしそれが規模を異にしている能率も非常に異っている単位から成っている場合にはその信頼度がより、少い。競争者の定めた賃金率を参照して判断することはこの一般の方法のもう一つの変種である。外国貿易に従事している雇主は（国内よりもより、低い場合には）外国で支払われている賃金をかれらの支払い得る賃金の限界の証拠として引合いに出しがちである。この判断の標準はその支払い得る賃金に非常に大きく影

響する組織、資力の使用可能度、労働能率についてのすべての差を見落としている。

またそれを課することによって生ずるかまたは恐らく生ずる失業の量を参照することによって一定の賃金が事業の支払能力よりも上または下にある程度を評定することも容易すくはない。この不幸なことがそれが行なわれた後でなくでは知り得ないこともまた失業の増加に寄与することのあるすべての他の要因を分離することが困難であることもまったく措いても、この方法は特定の賃金を定めた後にかれらがそりするのに値いしていると考えられる場合には雇主が一時雇用を人為的に多くすることができるといふ欠点を免かれない。この事情の中では所与の賃金を支払う産業の能力が雇主の評価で考えられる傾向がある。

利潤率も非常に申分のない判断の標準にはならない。資本の水割りと特別配当株との方法が行なわれるために利潤率の低下が特定の賃金を負担する事業の能力の非常に信頼し得ない指標になると同時に利潤の変動が組織その他の要因にももつていることがある。その上に結合している諸産業または一個人または個人の集団によって管理されている諸産業では一企業の超過利潤を規制を受けていない他の一企業に流すことができる。

これまで論じてきた支払能力を判断する方法はすべて利潤率が引下げられてはならないこと、特定の賃金を定めることが工場の組織または雇主の能率の上に効果を生ずることにならないことを想定してきた。しかしそれが如何に定義されるにしても特定の賃金を負担する事業の能力の申分のない調査ではこれらの要因が考慮されることになると思われる。中でも生産物に対する需要の弾力性を調査することが必要であると思われる。というのは雇主が賃金増加分の負担を消費者に転嫁することのできる程度がこの弾力性に依存しているからである。またより、高い賃金を支払わざ

るを得なくなるために雇主がどこでも組織を改善してより、高い賃金が困難なしに支払われることになると思われる。この結果は多くの場合に達成されているので重要な要因である。同様に賃金を上げると賃金のもっとも低い労働者の能率が増進することになることもしばしばある。その結果生ずる生産の増加を財貨に対する需要の弾力性と結びつけた後でなくては事業の支払能力は公正には判定することができない。

さらに事業の負担し得ることが既存の利潤率がけっして引下げられてはならないことを含意していると考えるのであれば、かれらを破産させることなしに賃金増額分の負担をどこまで雇主に負わせることができるかを明かにする企てを行なつてはならない理由はない。このためにはその特定の事業の資本供給の弾力性と組織能力とを調べなくてはならないので他の諸産業の利潤率、移行を行ない得る容易さ、同様の賃金規制の他の事業にまで拡がる可能性、資本と組織能力との輸出の確率などを調査しなくてはならないと思われる。

そこで事業の負担し得る賃金を決定する原則には明確な判断の標準のないことが分かる。何が事業であるかもまた何をそれが負担し得るかも多数の要因——これらの要因の中でもっとも重要であるのは維持するのに値している事業の規模である——を考慮した後でなくては決定されない相対的のものである。その上にこれまでは増額の正当であることを証明する理由としてよりもむしろ下向きの調整を行なうための理由としてこの原則を適用する傾向があった。詳しく言えばそれは選ばれた雇主のそれがそれよりも下に低下することを許してはならない最低利潤の基礎理論によつて伴なわれてきた。通例管理者は——たとえ、最近には反動が生じたとしても——異常の繁栄を賃金増額のための理由として認めることを嫌つてきた。通常与えられた理由は同様の仕事に対して異つた賃金を支払うことによつて

恐らく生ずべき効果である。かかる『利潤分配』はニュー・ジブランドではそのために雇主の間に賃金率の差異が生ずることにならざるを得ないことになると思われるという理由にもとづいて拒否された。けれどもこの抗論が事業の負担し得る賃金決定の全原則に等しく適用されたことは非常に明白には見られなかった。」